

第1編 共通編	共 - 1 - 1
第1章 総則	共 - 1 - 1
第1節 総則	共 - 1 - 1
1 - 1 - 1 適用	共 - 1 - 1
1 - 1 - 2 用語の定義	共 - 1 - 1
1 - 1 - 3 設計図書の照査等	共 - 1 - 4
1 - 1 - 4 請負代金内訳書	共 - 1 - 4
1 - 1 - 5 計画工程表	共 - 1 - 4
1 - 1 - 6 施工計画書	共 - 1 - 4
1 - 1 - 7 工事カルテ作成、登録	共 - 1 - 5
1 - 1 - 8 監督職員	共 - 1 - 5
1 - 1 - 9 現場技術員	共 - 1 - 6
1 - 1 - 10 工事用地等の使用	共 - 1 - 6
1 - 1 - 11 工事の着手	共 - 1 - 7
1 - 1 - 12 工事の下請負	共 - 1 - 7
1 - 1 - 13 施工体制台帳及び施工体系図	共 - 1 - 7
1 - 1 - 14 請負者相互の協力	共 - 1 - 7
1 - 1 - 15 調査・試験に対する協力	共 - 1 - 7
1 - 1 - 16 工事の一時中止	共 - 1 - 9
1 - 1 - 17 設計図書の変更	共 - 1 - 10
1 - 1 - 18 工期変更	共 - 1 - 10
1 - 1 - 19 支給材料及び貸与品	共 - 1 - 10
1 - 1 - 20 工事現場発生品	共 - 1 - 11
1 - 1 - 21 建設副産物	共 - 1 - 11
1 - 1 - 22 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等	共 - 1 - 12
1 - 1 - 23 数量の算出及び完成図	共 - 1 - 18
1 - 1 - 24 （欠番）	共 - 1 - 18
1 - 1 - 25 完成検査	共 - 1 - 18
1 - 1 - 26 既済部分検査等	共 - 1 - 18
1 - 1 - 27 中間検査	共 - 1 - 19
1 - 1 - 28 部分使用	共 - 1 - 19
1 - 1 - 29 施工管理	共 - 1 - 19
1 - 1 - 30 履行報告	共 - 1 - 20
1 - 1 - 31 使用人等の管理	共 - 1 - 20
1 - 1 - 32 工事中の安全管理	共 - 1 - 20
1 - 1 - 33 爆発及び火災の防止	共 - 1 - 24
1 - 1 - 34 後片付け	共 - 1 - 25
1 - 1 - 35 事故報告	共 - 1 - 25
1 - 1 - 36 環境対策	共 - 1 - 25
1 - 1 - 37 文化財の保護	共 - 1 - 27

1 - 1 - 38	施設管理	共 - 1 - 27
1 - 1 - 39	諸法令の遵守	共 - 1 - 27
1 - 1 - 40	官公庁等への手続等	共 - 1 - 29
1 - 1 - 41	施工時期及び施工時間の変更	共 - 1 - 30
1 - 1 - 42	工事測量	共 - 1 - 30
1 - 1 - 43	提出書類	共 - 1 - 30
1 - 1 - 44	不可抗力による損害	共 - 1 - 31
1 - 1 - 45	特許権等	共 - 1 - 31
1 - 1 - 46	保険の付保及び事故の補償	共 - 1 - 31
1 - 1 - 47	臨機の措置	共 - 1 - 32
1 - 1 - 48	海上起重作業船団の船団長	共 - 1 - 32
1 - 1 - 49	潜水作業従事者	共 - 1 - 32
1 - 1 - 50	現場技術者等の腕章着用	共 - 1 - 36
1 - 1 - 51	暴力団等による不当要求の排除対策	共 - 1 - 36
1 - 1 - 52	再生資材の利用	共 - 1 - 37
1 - 1 - 53	資材等の県内優先調達	共 - 1 - 37
1 - 1 - 54	下請人の県内優先活用	共 - 1 - 38
1 - 1 - 55	建設機械等に使用する燃料	共 - 1 - 38
1 - 1 - 56	ダンプトラック等による過積載等の防止	共 - 1 - 38
1 - 1 - 57	現道工事における交通処理対策	共 - 1 - 38
1 - 1 - 58	用地境界杭の設置	共 - 1 - 42
第2章 材 料		共 - 2 - 1
第1節 適 用		共 - 2 - 1
第2節 工事材料の品質及び検査（確認を含む）		共 - 2 - 1
第3節 土		共 - 2 - 3
2 - 3 - 1	一般事項	共 - 2 - 3
第4節 石		共 - 2 - 3
2 - 4 - 1	石材	共 - 2 - 3
2 - 4 - 2	割ぐり石	共 - 2 - 3
2 - 4 - 3	雑割石	共 - 2 - 3
2 - 4 - 4	雑石（粗石）	共 - 2 - 3
2 - 4 - 5	玉石	共 - 2 - 3
2 - 4 - 6	ぐり石	共 - 2 - 3
2 - 4 - 7	その他の砂利、碎石、砂	共 - 2 - 3

第1編 共通編

第1章 総 則

第1節 総 則

1-1-1 適 用

1. 長崎県建設工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、長崎県が発注する建設工事、その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る、工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び**設計図書**の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

なお、この共通仕様書に記載されていない事項、または特殊な工事については、別に定める仕様書（以下「**特記仕様書**」という。）によるものとする。

2. **請負者**は、共通仕様書の適用にあたっては、「長崎県建設工事執行規則、長崎県建設工事検査規程、長崎県土木工事検査基準、長崎県建築工事検査基準、長崎県土木工事検査指導幹職務要綱、長崎県建築工事検査専門職員職務要綱、長崎県建設工事施工管理基準（以下「検査規定等」と総称する）」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、**請負者**はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）にあたっては、長崎県財務規則（昭和39年、長崎県規則第23号）（以下「規則」という。）第119条、第120条及び第121条に基づくものであることを認識しなければならない。

3. 契約書に添付されている図面、**特記仕様書**及び工事数量総括表に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。

4. **特記仕様書**、図面、工事数量総括表の間に相違がある場合、または図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、**請負者**は**監督職員**に**確認**して**指示**を受けなければならない。

5. **請負者**は、信義に従って誠実に工事を履行し、**監督職員**の**指示**がない限り工事を継続しなければならない。ただし、契約書第26条に定める内容等の措置を行う場合には、この限りではない。

6. **設計図書**は、S I単位を使用するものとする。S I単位については、S I単位と非S I単位が併記されている場合は（ ）内を非S I単位とする。

1-1-2 用語の定義

1. **監督職員**とは、総括監督員、主任監督員、監督員を総称していう。**請負者**には、主として主任監督員及び監督員が対応する。

監督職員は、主に、**請負者**に対する**指示**、**承諾**または**協議**の処理、工事実施のための詳細図等の作成および交付または**請負者**が作成した図面の**承諾**を行い、また、**契約図書**に基づく工程の管理、**立会**、段階**確認**、工事材料の試験または検査の実施（他のものに実施させ当該実施を**確認**することを含む）の処理、関連工事の調整、

- 設計図書**の変更、一時中止または打切りの必要があると認める場合における契約担任者（規則第2条第1項第6号に規定する契約担任者をいう。）に対する**通知等**を行う者をいう。
2. **総括監督員**とは、「検査規定等」に定める監督総括業務を担当し、主任監督員及び監督員の指揮監督並びに監督業務の掌理を行う者をいう。
なお、総括監督員が配置されていない場合は、主任監督員が監督総括業務を行うものとする。
 3. **主任監督員**とは現場監督総括業務を担当し、監督員の指揮監督並びに現場監督総括業務及び一般監督業務の掌理を行う者をいう。
 4. **監督員**とは、一般監督業務を担当し、一般監督業務の掌理を行う者をいう。
 5. **契約図書**とは契約書及び**設計図書**をいう。
 6. **設計図書**とは、**特記仕様書**、図面、工事数量総括表、共通仕様書、現場説明書、**設計図書**に対する質問回答書及び**監督職員が請負者に指示した書面及び請負者が提出し監督職員が承諾した書面**をいう。
 7. **仕様書**とは、各工事に共通する共通仕様書と各工事に規定される**特記仕様書**を総称していう。
 8. **共通仕様書**とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工する上で必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。
 9. **特記仕様書**とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細または工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。
 10. **現場説明書**とは、工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。
 11. **質問回答書**とは、**設計図書**等に関する入札参加者からの質問書に対して発注者が回答する**書面**をいう。
 12. **図面**とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図等をいう。なお、**設計図書**に基づき**監督職員が請負者に指示した図面及び請負者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面**を含むものとする。
 13. **工事数量総括表**とは、工事施工に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。
 14. **指示**とは、**契約図書**の定めに基づき、**監督職員が請負者**に対し、工事の施工上必要な事項について**書面**をもって示し、実施させることをいう。
 15. **承諾**とは、**契約図書**で明示した事項について、発注者若しくは**監督職員**または**請負者が書面**により同意することをいう。
 16. **協議**とは、**契約図書**の協議事項について、発注者または**監督職員**と**請負者**が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
 17. **提出**とは、**監督職員が請負者**に対し、または**請負者が監督職員**に対し工事に係わる**書面**またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
 18. **提示**とは、**監督職員が請負者**に対し、または**請負者が監督職員**に対し工事に係わる**書面**またはその他の資料を示し、説明することをいう。

19. **通知**とは、発注者または**監督職員**と**請負者**または現場代理人の間で、**監督職員**が**請負者**に対し、または**請負者**が**監督職員**に対し、工事の施工に関する事項について、**書面**をもって知らせることをいう。
20. **報告**とは、発注者または**監督職員**と**請負者**または現場代理人の間で、**監督職員**が**請負者**に対し、または**請負者**が**監督職員**に対し、工事の施工に関する事項について、知らせることをいう。
21. **書面**とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。
(1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたはEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な**書面**と差し替えるものとする。
22. **確認**とは、**契約図書**に示された事項について、臨場もしくは関係資料により、その内容について**契約図書**との適合を確かめることをいう。
23. **立会**とは、**契約図書**に示された項目において、**監督職員**が臨場し、内容を**確認**することをいう。
24. **段階確認**とは、**設計図書**に示された施工段階において、**監督職員**が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を**確認**することをいう。
25. **完成検査**とは、検査職員が契約書第 31 条に基づいて給付の完了の**確認**を行うことをいう。
26. **中間検査**とは、工事施工の途中において、特に**確認**が必要な場合に、検査職員が**確認**を行うこといい、請負代金の支払いを伴うものではない。
27. **既成部分検査**とは、検査職員が、第 37 条、第 38 条に基づいて給付の完了の**確認**を行うことをいう。
28. **検査職員**とは、契約書第 31 条第 2 項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。
29. **同等以上の品質**とは、**設計図書**で指定する品質または**設計図書**に指定がない場合、**監督職員**が**承諾**する試験機関の品質確認を得た品質または、**監督職員**の**承諾**した品質をいう。なお、試験機関での品質の**確認**のために必要となる費用は、**請負者**の負担とする。
30. **工期**とは、**契約図書**に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。
31. **工事開始日**とは、工期の始期日または**設計図書**において規定する始期日をいう。
32. **工事着手日**とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設または測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあってはそれを含む）の初日をいう。
33. **工事**とは、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。
34. **本体工事**とは、**設計図書**に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。
35. **仮設工事**とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要なとされるものをいう。
36. **工事区域**とは、工事用地、その他**設計図書**で定める土地または水面の区域をいう。

37. **現場**とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び**設計図書**で明確に指定される場所をいう。
38. **SI**とは、国際単位系をいう。
39. **現場発生産品**とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。
40. **JIS規格**とは、日本工業規格をいう。また、**設計図書**のJIS製品記号は、JISの国際単位系(SI)移行(以下「新JIS」という。)に伴い、すべて新JISの製品記号としているが、旧JISに対応した材料を使用する場合は、旧JIS製品記号に読み替えて使用出来るものとする。
41. 完成とは、**請負者が契約図書に記載された工事を**工期内に完成させ、長崎県建設工事執行規則に基づく工事完成通知書を**通知**した日をいう。

1 - 1 - 3 設計図書の照査等

1. **請負者**からの要求があり、**監督職員**が必要と認めた場合、**請負者**に図面の原図等を貸与することができる。ただし、共通仕様書、検査規定等及び規格値等、市販されているものについては、**請負者**が備えなければならない。
貸与された図面等の青焼等に必要な経費は、**請負者**の負担とする。
2. **請負者**は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る**設計図書**の照査を行い、該当する事実がある場合は、**監督職員**にその事実が**確認**できる資料を**提示**し、**監督職員**から請求があった場合には、直ちに**提出**しなければならない。
なお、**確認**できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、**請負者**は、**監督職員**から更に詳細な説明または**書面**の追加の要求があった場合は従わなければならない。
3. **請負者**は、契約の目的のために必要とする以外は、**契約図書**、及びその他の図書を第三者に使用させ、または伝達してはならない。

1 - 1 - 4 請負代金内訳書

1. **請負者**は、契約書第3条第2項の請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)を求められたときは、速やかに作成し発注者に**提出**しなければならない。
2. **監督職員**は、内訳書の内容に関し**請負者**の同意を得て、説明を受けることができるものとする。ただし、内容に関する**協議**等を行わないものとする。

1 - 1 - 5 計画工程表

- 請負者**は、工事の着手前(工期始期日から30日以内)に計画工程表を作成し、発注者に**提出**しなければならない。
- なお、**施工計画書**を提出する工事については、計画工程表の提出を省略することができる。

1 - 1 - 6 施工計画書

1. **請負者**は、請負代金が500万円以上の場合には、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての**施工計画書**を**監督職員**に**提出**しなければならない。ただし、請負代金が500万円未満であっても**監督職員**が**指示**した場合は同様に**提出**しなければならない。

請負者は、**施工計画書**を遵守し、工事の施工に当たらなければならない。この場合、**施工計画書**に次の事項について記載しなければならない。また、**監督職員**がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、**請負者**は、維持工事等簡易な工事においては**監督職員**の**承諾**を得て、記載内容の一部を省略することができる

- (1) 工事概要
- (2) 計画工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 安全管理
- (5) 指定機械
- (6) 主要資材
- (7) 施工方法（主要機械、主要船舶、仮設備計画及び工事用地等を含む）
- (8) 施工管理計画（施工管理担当者氏名を含む）
- (9) 緊急時の体制及び対応
- (10) 交通管理
- (11) 環境対策
- (12) 現場作業環境の整備
- (13) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- (14) その他

2. **請負者**は、**施工計画書**の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更**施工計画書**を**監督職員**に提出しなければならない。

3. **請負者**は、**監督職員**が指示した事項については、さらに詳細な**施工計画書**を提出しなければならない。

1 - 1 - 7 工事カルテ作成、登録

請負者は、受注時または変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「工事カルテ」を作成し**監督職員**の**確認**を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金額のみの変更の場合は原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「工事カルテ受領書」が**請負者**に届いた際には、その写しを直ちに発注者に**提示**しなければならない。なお、変更時と完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の**提示**を省略できるものとする。

1 - 1 - 8 監督職員

1. 当該工事における**監督職員**の権限は、契約書第 9 条第 2 項に規定した事項である。

2. **監督職員**がその権限を行使するときは、**書面**により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は**監督職員**が、**請負者**に対し口頭による**指示**等を行えるものとする。口頭による**指示**等が行われた場合には、後日**書面**により**監督職員**と**請負者**の両者が**指示内容等を確認**するものとする。

1 - 1 - 9 現場技術員

請負者は、**設計図書**で建設コンサルタント等に委託した**現場技術員**の配置が明示された場合には、次の各号によらなければならない。

(1) **現場技術員**が**監督職員**に代わり現場で**立会**等の臨場をする場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類(計画書、報告書、データ、図面等)の**提出**に関し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。原則として、**現場技術員**は、契約書第9条に規定する**監督職員**ではなく、**指示**、**承諾**、**協議**及び**確認**の適否等を行う権限は有しないものである。

ただし、緊急を要する場合は**現場技術員**が、**請負者**に対して口頭による**指示**等を行えるものとし、この**指示**が行われた場合には、後日、当該委託契約に係る**管理技術者**、**現場技術員立会**のもと、書面により**監督職員**と**請負者**の両者が**指示内容等を確認**するものとする。

(2) **監督職員**から**請負者**に対する**指示**または、**通知**等は**現場技術員**を通じて行うことがあるので、この際は**監督職員**から直接**指示**または、**通知**等があったものと同等である。

(3) **監督職員**の**指示**により、**請負者**が**監督職員**に対して行う**通知**は、**現場技術員**を通じて行うことができるものとする。

1 - 1 - 10 工事用地等の使用

1. **請負者**は、発注者から使用承認あるいは提供を受けた工事用地等は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。

2. **設計図書**において**請負者**が確保するものとされる用地及び工事の施工上**請負者**が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上**請負者**が必要とする用地とは、営繕用地(**請負者**の現場事務所、宿舍、駐車場)及び型枠または鉄筋作業場等専ら**請負者**が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。

3. **請負者**は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用または買収したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情または紛争が生じないように努めなければならない。

4. **請負者**は、第1項に規定した工事用地等の使用終了後は、**設計図書**の定めまたは**監督職員**の**指示**に従い復旧の上、直ちに発注者に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求した場合も遅延なく発注者に返還しなければならない。

5. 発注者は、第1項に規定した工事用地等について**請負者**が復旧の義務を履行しないときは**請負者**の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は**請負者**に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合において、**請負者**は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。

6. **請負者**は、提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはな

らない。

1 - 1 - 11 工事の着手

請負者は、**特記仕様書**に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降 30 日以内に工事に着手しなければならない。

1 - 1 - 12 工事の下請負

請負者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) **請負者**が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- (2) 下請負者が長崎県の建設工事入札参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。
- (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。
- (4) 下請負者が共同企業体でないこと。

1 - 1 - 13 施工体制台帳及び施工体系図

1. **請負者**は、工事を施工するために締結した下請負契約の請負代金額（当該下請負契約が 2 以上ある場合は、それらの請負代金の総額）が 3,000 万円以上（建設工事が建築一式工事である場合においては、4,500 万円以上）になる場合施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、**監督職員**に提出しなければならない。

また、**請負者**は、再下請が生じた場合には、再下請負通知書を作成し、**監督職員**に提出しなければならない。

なお、下請負契約に係る契約書には、請負代金の額が記載されたものに個別工事下請契約約款または工事下請基本契約書を添付したものでなければならない。

ただし、建設業の許可を受けていない業者は、対象から除くものとする。

2. **請負者**は、請負代金が 500 万円以上の場合には、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図「提出用」を作成し、**監督職員**に提出しなければならない。

また、第 1 項の**請負者**は、施工体系図「掲示用」を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

3. 第 1 項及び第 2 項の**請負者**は、発注者から、工事の施工の技術上の監理をつかさどる者（監理技術者または主任技術者）の設置の状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けを拒んではならない。

4. 第 1 項及び第 2 項において、**提出**または**掲示**するとされた**請負者**は、施工体制台帳及び再下請負通知書並びに施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに**監督職員**に提出並びに掲示物の変更をしなければならない。

1 - 1 - 14 請負者相互の協力

請負者は、契約書第 2 条の規定に基づき隣接工事または関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。

また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

1 - 1 - 15 調査・試験に対する協力

1. **請負者**は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に**請**

負者に報告するものとする。

2. **請負者**は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。
 - (1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に**提出**する等必要な協力をしなければならない。
 - (2) 調査票等を**提出**した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。
 - (3) 正確な調査票等の**提出**が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行なわなければならない。
 - (4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。
3. **請負者**は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。
4. **請負者**は、当該工事が発注者の実施する施工合理化調査及び施工実態調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。
5. **請負者**は、発注者が施工体制等の点検調査を実施する時は、これに協力しなければならない。なお、前記の点検調査には発注者が「**公共工事現場点検強化事業**」を委託している「**調査監**」が実施する場合も含むものとする。
 - (1) 発注者が工事現場における施工体制等の点検調査を長崎県建設技術研究センターに委託した場合は、長崎県建設工事共通仕様書1-1-9に「**現場技術員**」とは別に配置する「**調査監**」により、調査を実施することがある。
 - (2) 「**調査監**」は点検調査のみを実施するものであり、本工事における**指示**等の権限は有しない。
 - (3) 「**調査監**」が調査を行う時は、**技術調査監証明書**（身分証明書（「**調査監**」の証明書））携帯し、**請負者**に**提示**するものとする。

「調査監」の証明書

(表)

身分証明書	号
下記の者は「調査監」として	
認定した者であることを証明する。	
所属 長崎県建設技術研究センター	
氏名	
生年月日	年 月 日
発行日	年 月 日
有効期限	年 月 日
長崎県建設技術研究センター	
理事長	印

(裏)

1. 調査は「施工体制等調査要領」による。
2. 調査監は、点検等には本証を携帯し、必要な場合には、 何時でも提示できるようにしていなければならない。
3. 本証は他人に貸与する等不正に行使してはならない。
4. 本証は損傷し、または紛失したとき若しくは記載内容に 変更が生じたときは、速やかに再交付を受けなければなら ない。
5. 本証は、離職、転任等不要になったときは、速やかに返 納しなければならない。
6. 本証は公印及び写真貼り付けのないものは無効とする。

6. 請負者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を監督職員に説明し、承諾を得なければならない。

また、請負者は、調査・試験等の成果を発表する場合、発注者に説明し、承諾を得なければならない。

1 - 1 - 16 工事の一時中止

1. 発注者は、契約書第 20 条の規定に基づき次の各号に該当する場合には、請負者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、1 - 1 - 50 臨機の措置により、請負者は、適切に対応しなければならない。

(1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当または不可能となった場合

- (2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不相当と認めた場合
- (3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不相当または不可能となった場合

- 2. 発注者は、**請負者が契約図書に違反し、または監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を請負者に通知し、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができるものとする。**
- 3. 前1項及び2項の場合において、**請負者は工事全体の施工を一時中止（主たる工種の部分中止により工期が延期となった場合を含む）する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出するものとする。また、請負者は工事の続行に備え工事現場を保全しなければならない。**

1 - 1 - 17 設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、請負者に行った工事の変更指示に基づき、発注者が修正することをいう。

1 - 1 - 18 工期変更

- 1. 契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条及び第45条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書第23条の工期変更協議の対象であるか否かを**監督職員と請負者との間で協議**しなければならない。
- 2. **請負者は、契約書第18条第5項及び第19条に基づき設計図書の変更または訂正が行われた場合、第1項に示す協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに監督職員に提出**しなければならない。
- 3. **請負者は、契約書第20条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに監督職員に提出**しなければならない。
- 4. **請負者は、契約書第21条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに監督職員に提出**しなければならない。
- 5. **請負者は、契約書第22条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに監督職員に提出**しなければならない。

1 - 1 - 19 支給材料及び貸与品

- 1. **請負者は、支給材料及び貸与品を契約書第15条第8項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理**しなければならない。
- 2. **請負者は、支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。**

3. **請負者**は、支給材料の精算が可能となった時点で、支給品精算書を**監督職員**に提出しなければならない。
 4. **請負者**は、貸与機械の使用にあたっては、別に定める請負工用建設機械無償貸付仕様書によらなければならない。
 5. 契約書第15条第1項に規定する「引渡場所」は、**設計図書**または**監督職員**の指示によるものとする。
 6. **請負者**は、契約書第15条第9項「不用となった支給材料または貸与物件の返還」の規定に基づき返還する場合、**監督職員**の指示に従うものとする。なお、**請負者**は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。
 7. **請負者**は、支給材料及び貸与品の修理等を行う場合、**監督職員**の承諾を得なければならない。
 8. **請負者**は、支給材料及び貸与品を他の工事に流用してはならない。
 9. 支給材料及び貸与品の所有権は、**請負者**が管理する場合でも発注者に属するものとする。
- 1 - 1 - 20 工事現場発生品
1. **請負者**は、**設計図書**に定められた現場発生品について、現場発生品調書を作成し、**設計図書**または**監督職員**の指示する場所で**監督職員**に引き渡さなければならない。
 2. **請負者**は、第1項以外のものが発生した場合、**監督職員**に報告し、**監督職員**が引き渡しを指示したのものについては、現場発生品調書を作成し、**監督職員**の指示する場所で**監督職員**に引き渡さなければならない。
- 1 - 1 - 21 建設副産物
1. **請負者**は、**建設副産物対策と建設工事公衆災害防止対策要綱（長崎県土木部）**を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。
 2. **請負者**は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、**設計図書**によるものとするが、**設計図書**に明示がない場合には、本体工事または**設計図書**に指定された仮設工事にあつては、**監督職員**と協議するものとし、**設計図書**に明示がない任意の仮設工事にあつては、**監督職員**の承諾を得なければならない。
 3. **請負者**は、産業廃棄物が搬出される工事にあつては、**産業廃棄物管理票（マニフェスト）**により、適正に処理されていることを確認するとともに、整備、保管し、**監督職員**から請求があつた場合はこれを提示しなければならない。なお、**請負者**は、**産業廃棄物管理票（マニフェスト）総括表**を作成し、**監督職員**に提出しなければならない。
 4. **請負者**は、建設資材及び建設副産物発生・搬出の有無に関わらず工事請負代金が**500万円**以上の場合には**再生資源利用計画書**及び**再生資源利用促進計画書**を所定の様式に基づき作成し、**施工計画書**に含め**監督職員**に提出しなければならない。
 5. **請負者**は、**再生資源利用計画書**及び**再生資源利用促進計画書**を作成した場合、または**再生資源利用計画書**及び**再生資源利用促進計画書**を作成しない場合であっても、最終請負金額が**500万円**以上の工事については、工事完了後速やかに**再生資源利用実施書**及び**再生資源利用促進実施書**を電子ファイル（**建設リサイクルデータ統合システム（CREDA S）**により作成されたもの）とともに**監督職員**に提出しなければならない。

6. **請負者**（排出事業者）は、次のことに留意し、建設廃棄物の適正な処理に努めなければならない。
- (1) 建設廃棄物を搬出する際は、事前に**建設廃棄物処理委託契約**を結ばなければならない。
- なお、その際の契約は、排出事業者と収集運搬業者または排出事業者と処分業者との、必ず2者間で結ばなければならない。ただし、収集運搬業者と処分業者が同一業者（許可業者に限る）の場合は、1枚の契約書によることができる。
- (2) 建設廃棄物を搬出する時は、その都度確実に委託業者に対して**産業廃棄物管理票（マニフェスト）**を発行しなければならない。
7. **請負者**は、建設発生土については、第1編1-1-21 建設副産物2項の規定により適切に処理しなければならない。
8. **請負者**は、建設発生土受入れ地及び建設廃棄物処理地の位置、及び建設発生土の内容等については、**設計図書**によるものとする。
- なお、**請負者**は、やむを得ず**設計図書**に定められた場所以外に建設発生土または、建設廃棄物を処分する場合には、**監督職員**と協議しなければならない。
9. **請負者**は、請負代金が500万円以上の工事の場合には、建設発生土処理にあたり第1編1-1-6 **施工計画書**第1項の**施工計画書**の記載内容に加えて、**設計図書**に基づき以下の事項を、**施工計画書**に記載しなければならない。
- (1) 処理方法（場所・形状等）
- (2) 排水計画
- (3) 場内維持等
10. **請負者**は、建設発生土の受入れ地への搬入土量が**確認**できる資料（伝票等）を整備・保管し、**監督職員**から請求があった場合には、直ちに**提出**しなければならない。
11. 建設発生土受入れ地については、**請負者**は、建設発生土受入れ地ごとの特定条件に応じて施工しなければならない。
12. **請負者**は、木くず（産業廃棄物以外）の処分地への搬入数量が**確認**できる資料を整備・保管し、**監督職員**から請求があった場合には、直ちに**提出**しなければならない。
- 1-1-22 **監督職員による検査（確認を含む）及び立会等**
1. **監督職員**は、工事が**契約図書**どおりおこなわれているかどうかの**確認**をするために必要に応じ、工事現場または製作工場に立ち入り、**立会**し、または資料の**提出**を請求できるものとし、**請負者**はこれに協力しなければならない。
2. **請負者**は、**監督職員**による検査（**確認**を含む）及び**立会**に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をするものとする。
- なお、**監督職員**が製作工場において**立会**および**監督職員**による検査（**確認**を含む）を行なう場合、**請負者**は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。
3. **監督職員**による検査（**確認**を含む）及び**立会**の時間は、**監督職員**の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると**監督職員**が認めた場合はこの限りではない。

4. **請負者**は、契約書第9条第2項第3号、第13条第2項または第14条第1項もしくは同条第2項の規定に基づき、**監督職員の立会**を受け、材料検査（**確認**を含む）に合格した場合にあっても、契約書第17条及び第31条に規定する義務を免れないものとする。
5. **段階確認**は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。
 - (1) **請負者**は、表1-1 **段階確認**一覧表に示す確認時期及び設計図書に示す確認時期において、**段階確認**を受けなければならない。
 - (2) **請負者**は、**段階確認**にかかる予定（種別、細別、確認時期、希望日時等）について、確認可能日の概ね1週間前までに**監督職員**に**報告**しなければならない。
 - (3) **監督職員**は、**請負者**から**段階確認**にかかる**報告**を受けた場合、確認日時、確認者氏名、確認方法を、速やかに**請負者**に**報告**するものとする。
 - (4) **請負者**は、確認項目に関する管理資料（出来形、品質管理資料等）を「**段階確認書**」とともに準備して、**段階確認**に臨場するものとし、**監督職員**が押印した「**段階確認書**」並びに確認結果を記載した**書面**を保管し、完成時に**提出**しなければならない。
 - (5) **請負者**は、**監督職員**に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。
6. **段階確認**は、**監督職員**の臨場を原則とするが、やむを得ない場合は机上とすることができる。この場合、**請負者**は施工管理記録、写真等の資料を整備し、**監督職員**にこれらを**提示**し**確認**を受けなければならない。

表 1 - 1 段階確認一覧表

1 / 4

種 別	細 別	確 認 時 期
指定仮設工		設置完了時
河川・海岸・砂防土工（掘削工） 道路土工（掘削工）		土（岩）質の変化した時
道路土工（路床盛土工） 舗装工（下層路盤）		ブルーフローリング実施時
表層安定処理工	表層混合処理・路床安定処理	処理完了時
	置換	掘削完了時
	サンドマット	処理完了時
バーチカルドレーン工	サンドドレーン 袋詰式サンドドレーン ペーパドレーン	施工時 施工完了時
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時 施工完了時
固結工	粉体噴射攪拌 高压噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル	施工時 施工完了時
	薬液注入	施工時
矢板工 （任意仮設を除く）	鋼矢板 鋼管矢板	打込時 打込完了時
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時 打込完了時（打込杭） 掘削完了時（中掘杭） 施工完了時（中掘杭） 杭頭処理完了時
場所打杭工	リバース杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口徑杭	掘削完了時 鉄筋組立て完了時 施工完了時 杭頭処理完了時
深礎工		土（岩）質の変化した時 掘削完了時 鉄筋組立て完了時 施工完了時 グラウト注入時
オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工		鉄査据え付け完了時 本体設置前（オープンケーソン） 掘削完了時（ニューマチックケーソン） 土（岩）質の変化した時 鉄筋組立て完了時
鋼管井筒基礎工		打込時 打込完了時 杭頭処理完了時
置換工（重要構造物）		掘削完了時
築堤・護岸工		法線設置完了時

表 1 - 1 段階確認一覧表

2 / 4

種 別	細 別	確 認 時 期
砂防ダム		法線設置完了時
護岸工	法覆工(覆土施工がある場合)	覆土前
	基礎工・根固工	設置完了時
重要構造物 函渠工(樋門・樋管含む) 躯体工(橋台) R C 躯体工(橋脚) 橋脚フーチング工 R C 擁壁 砂防ダム 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土(岩)質の変化した時 床掘掘削完了時 鉄筋組立て完了時 埋戻し前
躯体工 R C 躯体工		杓座の位置決定時
床版工		鉄筋組立て完了時
鋼橋		仮組立て完了時(仮組立てが省略となる場合を除く)
ポストテンションT(I)桁製作工 プレビーム桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 P C ホロースラブ製作工 P C 版桁製作工 P C 箱桁製作工 床版・横組工		プレストレスト導入完了時 横締め作業完了時 プレストレスト導入完了時 縦締め作業完了時 P C 鋼線・鉄筋組立完了時 (工場製作除く)
トンネル掘削工		土(岩)質の変化した時
トンネル支保工		支保工完了時 (支保工変化毎)
トンネル覆工		コンクリート打設前
		コンクリート打設後
トンネルインパート工		鉄筋組立て完了時
鋼板巻立て工	フーチング定着アンカー穿孔工	フーチング定着アンカー穿孔完了時
	板取付け工、固定アンカー工	鋼板建込み固定アンカー完了時
	現場溶接工	溶接前
		溶接完了時
現場塗装工	塗装前	
	塗装完了時	
ダム工	各工事ごと別途定める	

表 1 - 1 段階確認一覧表

3 / 4

種 別	細 別	確 認 時 期
浚渫及び床掘	浚渫（土砂）	掘削完了時
	浚渫（岩）	掘削前 掘削完了時
	床掘（土砂）	掘削完了時
	床掘（岩）	掘削前 掘削完了時
地盤改良	置き換え	施工時 施工完了時
	敷砂・砕石マット	
	載荷	
	サンドドレーン・砕石ドレーン	
	ペーパードレーン	
	サンドコンパクションパイル	
	ロッドコンパクション	
	深層混合処理	施工前 施工時 完了時
マット		施工時
捨石及び均し	基礎	施工時
	被覆及び根固め	
	裏込め	
	均し、投入	完了時
杭及び矢板	鋼管杭 コンクリート杭 鋼矢板及び鋼管矢板 コンクリート矢板	打込み時 打込み完了時
控工	控工	施工時 完了時
コンクリート工	コンクリートミキサー船	施工前
	現場練りコンクリート	
	鉄筋工	組立完了時
	水中コンクリート	完了時
ケーソン	ケーソン製作	施工時 完了時
	ケーソン据付	完了時
コンクリートブロック	方塊・異形ブロック製作	鉄筋組立完了時（構造鉄筋がある場合） 完了時
	方塊・異形ブロック据付	完了時

表 1 - 1 段階確認一覧表

4 / 4

種 別	細 別	確 認 時 期
中詰	中詰	施工時 完了時
	蓋コンクリート	完了時
上部コンクリート	上部コンクリート	完了時
付属工	係船柱及び係船環 防舷材 車止め（縁金物を含む）	完了時
	防食	施工時 完了時
溶接及び切断	溶接 ガス切断	完了時
埋立及び裏埋		施工時 完了時
汚濁防止膜工		施工時

1 - 1 - 23 数量の算出及び完成図

1. 請負者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。
2. 請負者は、出来形測量の結果を基に、土木工事数量算出要領（案）及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督職員に提出しなければならない。

1 - 1 - 24 （欠番）

1 - 1 - 25 完成検査

1. 請負者は、契約書第 31 条の規定に基づき、工事完成通知書を監督職員に提出しなければならない。
2. 請負者は、工事完成通知書を監督職員に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。
 - (1) 設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。
 - (2) 契約書第 17 条第 1 項の規定に基づき、監督職員の請求した改造が完了していること。
 - (3) 設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図等の資料の整備がすべて完了していること。
 - (4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。
3. 発注者は、工事検査に先立って、監督職員を通じて請負者に対して検査日を報告するものとする。
4. 検査職員は、監督職員及び請負者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ
 - (2) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等
5. 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、請負者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができるものとする。
6. 修補の完了が確認された場合は、その指示の日から補修完了の確認の日までの期間は、契約書第 31 条第 2 項に規定する期間に含めないものとする。
7. 請負者は、当該完成検査については、第 1 編 1 - 1 - 22 第 2 項の規定を準用する。

1 - 1 - 26 既済部分検査等

1. 請負者は、契約書第 38 条第 2 項の部分払の確認の請求を行った場合、または、契約書第 39 条第 1 項の工事の完成の通知を行った場合は、既済部分に係わる検査を受けなければならない。
2. 請負者は、契約書第 38 条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。
3. 検査職員は、監督職員及び請負者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

- (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。
 - (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。
 - 4. **請負者**は、検査職員の**指示**による修補については、前条の第5項の規定に従うものとする。
 - 5. **請負者**は、当該既済部分検査については、第1編1-1-22第2項の規定を準用する。
 - 6. 発注者は、既済部分検査に先立って、**監督職員**を通じて**請負者**に対して検査日を**報告**するものとする。
- 1-1-27 中間検査
- 1. **請負者**は、長崎県建設工事検査規程に基づく、中間検査を受けなければならない。
 - 2. 完成検査、既済部分検査は、長崎県財務規則第119条の3の検査を実施するときに行うものとする。
 - 3. 中間検査は、工事施工の途中で特に確認が必要な場合に実施するものとする。
 - 4. 中間検査の時期選定は、**監督職員**が行うものとし、発注者は**請負者**に対して中間検査を実施する旨及び検査日を**監督職員**を通じて事前に**報告**するものとする。
 - 5. 検査職員は、**監督職員**及び**請負者**の臨場の上、工事目的物を対象として**設計図書**と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
- (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。
 - (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。
 - 6. **請負者**は、当該技術検査については、第1編1-1-22第2項の規定を準用する。
- 1-1-28 部分使用
- 1. 発注者は、**請負者**の同意を得て部分使用できるものとする。
 - 2. **請負者**は、発注者が契約書第33条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、中間検査または**監督職員**による品質及び出来形等の検査（**確認**を含む）を受けるものとする。
- 1-1-29 施工管理
- 1. **請負者**は、工事の施工にあたっては、**施工計画書**に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が**設計図書**に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。
 - 2. **監督職員**は、以下に掲げる場合、**設計図書**に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができるものとする。この場合、**請負者**は、**監督職員**の**指示**に従うものとする。これに伴う費用は、**請負者**の負担とするものとする。
- (1) 工事の初期で作業が定常的になっていない場合
 - (2) 管理試験結果が限界値に異常接近した場合
 - (3) 試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、**監督職員**が必要と判断した場合

3. **請負者**は、長崎県が定める「長崎県建設工事施工管理基準」により施工管理を行い、その記録及び関係書類を作成、保管し、「長崎県建設工事施工管理基準」のうち品質管理資料、出来形管理資料、写真管理資料を、完成時に**提出**しなければならない。ただし、それ以外で**監督職員**からの請求があった場合は直ちに**提示**しなければならない。なお、「長崎県建設工事施工管理基準」に定められていない工種については、**監督職員**と**協議**の上、施工管理を行うものとする。

1 - 1 - 30 履行報告

請負者は、契約書第37条の規程により中間前金払を選択する場合は、契約書第11条の規定に基づき、履行状況を所定の様式に基づき作成し、認定請求時に実施工程表・出来高数量・完成部分の状況写真を含めて発注者に**提出**しなければならない。

1 - 1 - 31 使用人等の管理

1. **請負者**は、使用人等（下請負者またはその代理人若しくはその使用人その他これに準ずる者を含む。以下「使用人等」という。）の雇用条件、賃金の支払い状況、宿舍環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。
2. **請負者**は、使用人等に適時、安全対策、環境対策、衛生管理、地域住民に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、工事が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。

1 - 1 - 32 工事中の安全管理

（一般事項）

1. **請負者**は、**建設副産物対策と建設工事公衆災害防止対策要綱（長崎県土木部）**、**土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成13年3月29日）**、**建設機械施工安全技術指針（建設省建設経済局建設機械課長 平成6年11月1日）**、「**港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会**」、「**潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会**」及び「**作業船団安全運行指針（社）日本海上起重技術協会**」を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて**請負者**を拘束するものではない。

（臨機の措置）

2. 災害発生時においては、第三者及び作業員等の**人命の安全確保**をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに**監督職員**及び関係機関に**通知**しなければならない。

（施工の安全管理）

3. **請負者**は、台風、豪雨、出水、土石流、波浪、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかななくてはならない。

4. **請負者**は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかななければならない。

なお、**請負者**は、安全な工事を進めるための、責任者・管理者・作業主任者等を選定し、労働者の安全と健康を確保するための責任体制を明確にするとともに、作業主任者一覧表を**施工計画書**に記載しなければならない。

5. **請負者**は、工事施工中、**監督職員**及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、または公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。
6. **請負者**は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに**監督職員**へ**通知**(1-1-35 事故報告)し、その対応方法等に関して**協議**しなければならない。また、損傷が**請負者**の過失によるものと認められる場合、**請負者**自らの負担で原形に復元しなければならない。
7. **請負者**は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。
8. **請負者**は、工事着手前に電力、通信、ガス、水道設備等の埋設物の有無について、各施設管理者に**確認**しなければならない。
9. **請負者**は、工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し**監督職員**に**報告**しなければならない。
10. **請負者**は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、**監督職員**に**報告**し、その処置については占有者全体の**立会**を求め、管理者を明確にしなければならない。
11. **請負者**は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに**監督職員**に**通知**(1-1-35 事故報告)するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、補修しなければならない。
12. **請負者**は、工事中に想定外の物件を発見または拾得した場合、直ちに**監督職員**及び関係官公庁へ**報告**し、その**指示**を受けるものとする。
13. **請負者**は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、**設計図書**により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、**監督職員**の**承諾**を得て、それを使用することができる。
(工事区域周辺の安全管理)
14. **請負者**は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保しなければならない。
15. **請負者**は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。
16. **請負者**は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名及び**請負者**名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、**監督職員**の**承諾**を得て省略することができるものとする。
(安全教育)
17. **請負者**は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。
 - (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - (2) 当該工事内容等の周知徹底
 - (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底

- (4) 当該工事における災害対策訓練
 - (5) 当該工事現場で予想される事故対策
 - (6) その他、安全・訓練等として必要な事項
18. **請負者**は、請負代金が 500 万円以上の工事の場合には、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、**施工計画書**に記載して、**監督職員**に提出しなければならない。
19. **請負者**は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備・保管し、**監督職員**の請求があった場合は直ちに**提示**しなければならない。
- (安全管理体制)
20. **請負者**は、所轄警察署、所管海上保安部、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、港湾管理者、空港管理者、海岸管理者、漁港管理者、労働基準監督署、消防署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。
21. **請負者**は、工事現場が隣接または同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。
22. **監督職員**が、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 30 条第 1 項に規定する措置を講じる者として、同条第 2 項の規定に基づき、**請負者**を指名した場合には、**請負者**はこれに従うものとする。
- (作業環境の管理)
23. **請負者**は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。
24. **請負者**は、工事現場のイメージアップを図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。
25. **請負者**は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。
- (交通の安全管理)
26. **請負者**は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第 28 条によって処置するものとする。
27. **請負者**は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。
28. **請負者**は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送をともなう請負代金が 500 万円以上の工事の場合には、事前に関係機関と**協議**のうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、**施工計画書**に記載して、**監督職員**に提出しなければならない。

29. **請負者**は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、**監督職員**、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年12月17日総理府・建設省令第3号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知 昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。
30. **請負者**は、**設計図書**において指定された工用道路を使用する場合は、**設計図書**の定めに従い、工用道路の維持管理及び補修を行うものとする。
31. **請負者**は、請負代金が500万円以上の工事の場合には、指定された工用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等の計画書を**施工計画書**に記載して、**監督職員**に提出しなければならない。この場合において、**請負者**は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に**指示**する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。
32. 発注者が工用道路に指定するもの以外の工用道路は、**請負者**の責任において使用するものとする。
33. **請負者**は、**特記仕様書**に他の**請負者**と工用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する**請負者**と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。
34. **請負者**は、公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。また、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。
35. 工事の性質上、**請負者**が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、または水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。
36. **請負者**は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行またはえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。
37. **請負者**は、船舶の航行または漁業の操業に支障をきたす恐れのある物体を海中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。なお、直に取り除けない場合は、標識を設置して危険個所を明示し、**監督職員**及び関係官公庁に**通知**しなければならない。
38. **請負者**は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。なお、故障により二次災害を招く恐れがある場合は、直ちに応急の措置を講じるとともに**監督職員**及び関係官公庁に**通知**しなければならない。

39. **請負者**は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可を得ていることを**確認**しなければならない。

表 1 - 2 一般的制限値

車両の諸元	一般的制限値
幅	2.5m
長さ	12.0m
高さ	3.8m
重量 総重量	20.0 t（但し、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大 25.0 t）
軸重	10.0 t
隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距 1.8m 未満の場合 18 t（隣り合う車軸に係る軸距が 1.3m 以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が 9.5 t 以下の場合には 19 t）、1.8m 以上の場合は 20 t
輪荷重	5.0 t
最小回転半径	12.0m

ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

1 - 1 - 33 爆発及び火災の防止

1. **請負者**は、火薬類の使用については、以下の規定によらなければならない。

- (1) **請負者**は、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類取締法等関係法令を遵守しなければならない。また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じるものとする。

なお、**監督職員**の請求があった場合は、従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳を、**監督職員**に**提示**しなければならない。

- (2) **請負者**は、火薬類を使用し工事を施工する場合は、使用に先立ち**監督職員**に使用計画書を**提示**しなければならない。
- (3) 現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い安全を確保しなければならない。

2. **請負者**は、火気の使用については、以下の規定によらなければならない。

- (1) **請負者**は、火気の使用を行う場合は、工事中的火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を記載した計画書を**監督職員**に**提示**しなければならない。

- (2) **請負者**は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。

- (3) **請負者**は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。

- (4) **請負者**は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。

1 - 1 - 34 後片付け

請負者は、工事の全部または一部の完成に際して、一切の請負者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。ただし、設計図書において存置するものものを除く。

また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督職員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。

1 - 1 - 35 事故報告

請負者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に報告するとともに、所轄労働基準監督署及び所轄警察署などのほか関係機関へ直ちに連絡し、適正に処理しなければならない。

また、所定の様式（事故等発生速報、事故等発生報告書、事故報告書（休業日数4日以上の場合））を監督職員が指示する期日までに、提出しなければならない。

1 - 1 - 36 環境対策

1. 請負者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年4月16日）関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。
2. 請負者は、環境への影響が予知されまたは発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督職員に通知し、監督職員の指示があればそれに従わなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に通知し、指示があればそれに従うものとする。
3. 監督職員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、請負者に対して、請負者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の提出を求めることができる。この場合において、請負者は必要な資料を提出しなければならない。
4. 請負者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。
5. 請負者は、海中に工事用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、請負者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。
6. 請負者は、以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成14年4月1日付け国総施第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等と見なす。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議し、承諾を得なければならない。

機 種	備 考
<ul style="list-style-type: none"> ・バックホウ（ベースマシン含む） ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット <p style="margin-left: 20px;">以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・油圧ハンマ ・パイプロハンマ ・油圧式鋼管圧入・引抜機 ・油圧式杭圧入引抜機 ・アースオーガ ・オールケーシング掘削機 ・リバースサーキュレーションドリル ・アースドリル ・地下連続壁施工機 ・全回転型オールケーシング掘削機 <ul style="list-style-type: none"> ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン 	<p>ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5 Kw以上260 Kw以下）を搭載した建設機械に限る。</p>

また、トンネル坑内作業で使用する建設機械についても、前記同様の取扱いとする。対象となる建設機械は下記に示す。

機 種	備 考
<p>トンネル工事用建設機械</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バックホウ（ベースマシン含む） ・トラクターショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ 	<p>ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5 Kw以上260 Kw以下）を搭載した建設機械に限る。ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</p>

7. 請負者は、当該工事において、建設工事に伴う騒音振動対策指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年3月30日）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（建設省告知、平成9年7月31日）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の変達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって監督職員と協議し、承諾を得なければならない。

1 - 1 - 37 文化財の保護

- 1 . 請負者は、工事の施工に当たって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、**監督職員**に速やかに**報告**し、その**指示**に従わなければならない。
- 2 . 請負者が、工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。

1 - 1 - 38 施設管理

請負者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）または部分使用施設（契約書第 33 条の適用部分）について、施工管理上、**契約図書**における規定の履行を以っても不都合が生ずる恐れがある場合には、その処置について**監督職員**と**協議**できるものとする。

1 - 1 - 39 諸法令の遵守

- 1 . 請負者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は請負者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。

- | | |
|---------------------------|----------------------|
| (1) 長崎県財務規則 | (昭和 39 年県規則 23 号) |
| (2) 建設業法 | (昭和 24 年法律第 100 号) |
| (3) 下請代金支払遅延等防止法 | (昭和 31 年法律第 120 号) |
| (4) 労働基準法 | (昭和 22 年法律第 49 号) |
| (5) 労働安全衛生法 | (昭和 47 年法律第 57 号) |
| (6) 作業環境測定法 | (昭和 50 年法律第 28 号) |
| (7) じん肺法 | (昭和 35 年法律第 30 号) |
| (8) 雇用保険法 | (昭和 49 年法律第 116 号) |
| (9) 労働者災害補償保険法 | (昭和 22 年法律第 50 号) |
| (10) 健康保険法 | (昭和 11 年法律第 70 号) |
| (11) 中小企業退職金共済法 | (昭和 34 年法律第 160 号) |
| (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 | (昭和 51 年法律第 33 号) |
| (13) 出入国管理及び難民認定法 | (平成 3 年法律第 94 号) |
| (14) 道路法 | (昭和 27 年法律第 180 号) |
| (15) 道路交通法 | (昭和 35 年法律第 105 号) |
| (16) 道路運送法 | (昭和 26 年法律第 183 号) |
| (17) 道路運送車両法 | (昭和 26 年法律第 185 号) |
| (18) 砂防法 | (明治 30 年法律第 29 号) |
| (19) 地すべり等防止法 | (昭和 33 年法律第 30 号) |
| (20) 河川法 | (昭和 39 年法律第 167 号) |
| (21) 海岸法 | (昭和 31 年法律第 101 号) |
| (22) 港湾法 | (昭和 25 年法律第 218 号) |
| (23) 港則法 | (昭和 23 年法律第 174 号) |
| (24) 漁港法 | (昭和 25 年法律第 137 号) |

(25) 下水道法	(昭和33年法律第79号)
(26) 航空法	(昭和27年法律第231号)
(27) 公有水面埋立法	(大正10年法律第57号)
(28) 軌道法	(大正10年法律第76号)
(29) 森林法	(昭和26年法律第249号)
(30) 環境基本法	(平成5年法律第91号)
(31) 火薬類取締法	(昭和25年法律第149号)
(32) 大気汚染防止法	(昭和43年法律第97号)
(33) 騒音規制法	(昭和43年法律第98号)
(34) 水質汚濁防止法	(昭和45年法律第138号)
(35) 湖沼水質保全特別措置法	(昭和59年法律第61号)
(36) 振動規制法	(昭和51年法律第64号)
(37) 廃棄物処理及び清掃に関する法律	(昭和45年法律第137号)
(38) 文化財保護法	(昭和25年法律第214号)
(39) 砂利採取法	(昭和43年法律第74号)
(40) 電気事業法	(昭和39年法律第170号)
(41) 消防法	(昭和23年法律第186号)
(42) 測量法	(昭和24年法律第188号)
(43) 建築基準法	(昭和25年法律第201号)
(44) 都市公園法	(昭和31年法律第79号)
(45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	(平成12年法律第104号)
(46) 土壌汚染対策法	(平成14年法律第53号)
(47) 駐車場法	(平成11年12月改正 法律第160号)
(48) 海上交通安全法	(昭和47年法律第115号)
(49) 海上衝突予防法	(昭和52年法律第62号)
(50) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律	(昭和45年法律第136号)
(51) 船員法	(昭和22年法律第100号)
(52) 船舶職員法	(昭和26年法律第149号)
(53) 船舶安全法	(昭和8年法律第11号)
(54) 自然環境保全法	(昭和47年法律第85号)
(55) 自然公園法	(昭和32年法律第161号)
(56) 公共工事の入札及び 契約の適正化の促進に関する法律	(平成12年法律第127号)
(57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	(平成12年法律第100号)
(58) 河川法施行法	(昭和39年法律第168号)
(59) 緊急失業対策法	(昭和24年法律第89号)
(60) 技術士法	(昭和58年法律第25号)
(61) 漁業法	(昭和24年法律第267号)
(62) 漁港漁場整備法	(昭和25年法律第137号)

(63) 空港整備法	(昭和31年法律第80号)
(64) 計量法	(平成4年法律第51号)
(65) 厚生年金保険法	(昭和29年法律第115号)
(66) 航路標識法	(昭和24年法律第99号)
(67) 資源の有効な利用の促進に関する法律	(平成3年法律第48号)
(68) 最低賃金法	(昭和34年法律第137号)
(69) 職業安定法	(昭和22年法律第141号)
(70) 所得税法	(昭和40年法律第33号)
(71) 水産資源保護法	(昭和26年法律第313号)
(72) 船員保険法	(昭和14年法律第73号)
(73) 著作権法	(昭和45年法律第48号)
(74) 電波法	(昭和25年法律第131号)
(75) 土砂等を運搬する大型自動車による 交通事故の防止等に関する特別措置法	(昭和42年法律第131号)
(76) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律	(昭和44年法律第84号)
(77) 農薬取締法	(昭和23年法律第82号)
(78) 毒物及び劇物取締法	(昭和25年法律第303号)
(79) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律	(平成18年法律第62号)
(80) 公共工事の品質確保の促進に関する法律	(平成17年法律第18号)
(81) 警備業法	(昭和47年法律第117号)

2. **請負者**は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。

3. **請負者**は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らして不相当であったり矛盾していることが判明した場合には直ちに**監督職員**に**報告**し、その**確認**を請求しなければならない。

1 - 1 - 40 官公庁等への手続等

1. **請負者**は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。

2. **請負者**は、工事施工にあたり**請負者**の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例または**設計図書**の定めにより実施しなければならない。

3. **請負者**は、諸手続にかかる許可、**承諾**等の資料を**請負者**の責任において整備、保管し、**監督職員**から請求があった場合は、直ちに**提示**しなければならない。

4. **請負者**は、手続きに許可**承諾**条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、**請負者**は、許可承諾内容が**設計図書**に定める事項と異なる場合、**監督職員**に速やかに**報告**し、**指示**を受けなければならない。

5. **請負者**は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。

6. **請負者**は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、**請負者**が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。

7. **請負者**は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行うものとする。**請負者**は、事前に交渉内容を**監督職員**に**報告**するとともに、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。
8. **請負者**は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で**確認**する等明確にしておくとともに、状況を随時**監督職員**に**報告**し、**指示**があればそれに従うものとする。

1 - 1 - 41 施工時期及び施工時間の変更

1. **請負者**は、**設計図書**に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ**監督職員**の**承諾**を得なければならない。
2. **請負者**は、**設計図書**に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付して**監督職員**に**報告**しなければならない。

1 - 1 - 42 工事測量

1. **請負者**は、工事着手後直ちに測量を実施し、既設測量標、及び用地境界、中心線、縦断、横断等を**確認**しなければならない。測量結果が**設計図書**に示されている数値と差異を生じた場合は、**監督職員**と**協議**しなければならない。なお、工事測量の基準とする点の選定は、**監督職員**の**承諾**を得なければならない。また、**請負者**は、測量結果と**設計図書**に差異が生じた場合において、発注者が求めた測量結果、並びに**請負者**が設置した仮水準点や多角点の測量結果を、**監督職員**に**提出**しなければならない。
2. **請負者**は、工事施工に必要な仮水準点や多角点、並びに基線、法線、境界線の引照点等を設置し、既設測量標とともに、施工期間中適宜これらを**確認**し、変動や損傷のないよう努めなければならない。なお、既設測量標や仮水準点、並びに多角点に変動や損傷が生じた場合、**監督職員**に**報告**し、直ちに水準測量、多角測量等を実施し、これらを復元しなければならない。
3. **請負者**は、用地幅杭、既設測量標、仮水準点、多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、**監督職員**の**承諾**を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、**監督職員**に**報告**し、**指示**を受けなければならない。なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。
4. **請負者**は、工事の施工に当たり、損傷を受けるおそれのある杭または障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。
5. 水準測量及び水深測量は、**設計図書**に定められている基準高あるいは工事用基準面（港湾・漁港工事の場合）を基準として行うものとする。
6. **請負者**は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。その**指示**を受けるものとする。

1 - 1 - 43 提出書類

1. **請負者**は、別添提出書類等様式等に基づいて、**監督職員**に**提出**しなければならない。これに定めのないものは、**監督職員**の**指示**する様式によらなければならない
2. 契約書第9条第5項に規定する「**設計図書**に定めるもの」とは請負代金額に係わる請求書、代金代理受領諾申請書、遅延利息請求書、**監督職員**に関する措置請求に係わる書類及びその他**設計図書**で指定した書類をいう。

3. 請負者は、監督職員から請求があった場合は、工事打合せ簿一覧表を、完成時に提出しなければならない。

1 - 1 - 44 不可抗力による損害

1. 請負者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第 29 条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに工事災害通知書により監督職員に通知するものとする。

2. 契約書第 29 条第 1 項に規定する「設計図書で定めた基準」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 波浪、高潮に起因する場合

波浪、高潮が想定している設計条件以上または周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合

(2) 降雨に起因する場合次のいずれかに該当する場合とする。

24 時間雨量（任意の連続 24 時間における雨量をいう。）が 80mm 以上

1 時間雨量（任意の 60 分における雨量をいう。）が 20mm 以上

連続雨量（任意の 72 時間における雨量をいう。）が 150mm 以上

その他設計図書で定めた基準

(3) 強風に起因する場合

最大風速（10 分間の平均風速で最大のものをいう。）が 15m/秒以上あった場合

(4) 河川沿いの施設にあたっては、河川の警戒水位以上、またはそれに準ずる出水により発生した場合

(5) 地震、津波、豪雪に起因する場合周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合

3. 契約書第 29 条第 2 項に規定する「乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第 26 条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等請負者の責によるとされるものをいう。

1 - 1 - 45 特許権等

1. 契約書の「特許権等」の使用に規定する「その他の第三者の権利」とは、実用新案権、意匠、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利をいう。請負者は、特許権、その他第三者の権利となっている施工方法または施工方法の使用に関する費用の負担について、第三者と補償条件の交渉を行う前に、監督職員に報告しなければならない。

2. 請負者は、業務の遂行により発明または考案したときは、監督職員に速やかに報告するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議しなければならない。

3. 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号第 2 条第 1 項第 1 号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。

なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。

1 - 1 - 46 保険の付保及び事故の補償

1. 請負者は、残存爆発物があると予測される区域で工事に従事する作業船及びその乗組員並びに陸上建設機械等及びその作業員に設計図書に定める水雷保険、傷害保

険及び動産総合保険を付保しなければならない。

2. **請負者**は、作業船、ケーソン等を回航する場合、回航保険を付保しなければならない。
3. **請負者**は、樹木又は地被植物（芝類・笹類）を植栽する場合には、植樹保険を付保するものとする。ただし、移植工事、根廻し工事、種子吹付け工事等種子の使用による緑化工事は除くものとする。
4. **請負者**は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
5. **請負者**は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。
6. **請負者**は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事の着手前（工期始期日から30日以内）に、発注者に**提出**しなければならない。また、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針に従って、建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識を、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

1 - 1 - 47 臨機の措置

1. **請負者**は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、**請負者**は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに**監督職員**に**通知**しなければならない。
2. **監督職員**は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的事象（以下「天災等」という。）に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、**請負者**に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

1 - 1 - 48 海上起重作業船団の船団長

請負者は、請負代金が500万円以上の工事で、海上起重作業船団による作業を行う場合は、「港湾工事等海上起重作業船団長配置要領」により船団長を配置し、船団長に配置する者の氏名を**施工計画書**に記載するものとする。

1 - 1 - 49 潜水作業従事者

請負者は、請負代金が500万円以上の工事で、潜水作業を行う場合、「港湾工事等潜水作業従事者配置要領」により潜水作業従事者を配置し、潜水作業に従事する潜水士の氏名及び指揮者、管理者の配置状況を**施工計画書**に記載するものとする。

港湾工事等海上起重作業船団長配置要領

平成 13 年 3 月 30 日国港建第 96 号
港湾局長から各地方整備局長あて

1. 目的

この要領は、港湾及び港湾海岸に係る海上起重作業を伴う請負工事において、海上起重作業船団を指揮・監督等する者（以下「船団長」という。）に適正な技術者を配置することにより、海上起重作業の安全と円滑な施工を確保することを目的とする。

2. 船団長の業務

船団長は、次の業務を行うものをいう。

- 1) 作業船団の作業方法の検討
- 2) 海上起重作業の指導、監督
- 3) 作業船団に係る施工管理、安全に対する指揮、監督
- 4) 作業船団内の作業従事者に対する指導または監督
- 5) 現場代理人等との連絡調整
- 6) 他の作業関係者との連絡調整

3. 海上起重作業管理技士の配置

請負者は、別表に示す海上起重作業船団の船団長には、社団法人日本海上起重技術協会の行う「海上起重作業管理技士」認定試験に合格した者（以下「管理技士」という。）を配置するものとする。

なお、船団長に管理技士を配置できない場合は、当該船団の本船船長としての乗船経歴を**監督職員**に提出し、これと同等以上の能力を有する者として**承諾**を得るものとする。

4. 実施体制の表示

請負者は、別表に示す海上起重作業船団毎に、船団長に配置する者の氏名を**施工計画書**に記載するものとする。

5. 資格証明書等の携行

請負者は、海上起重作業船団に配置した船団長に対し、その者が管理技士であることまたは管理技士と同等以上の能力を有する者として**承諾**を得た者であることを証する**書面**を常に携行させるものとする。

(別表) 海上起重作業船団

船団名	船団構成	本 船	付 属 船				
			引船	揚錨船	土運船	台船	ガット船
1.起重機船団		起重機船またはクレーン付台船					
2.グラブ浚渫船団		グラブ船					
3.杭打船団		杭打船					
4.サドコンパクション船団		サドコンパクション船					
5.サドトレイン船団		サドトレイン船					
6.深層混合処理船団		深層混合処理船					
7.ケーソ製作作業船団		ケーソ製作作業船					
8.コンクリートミキサー船団		コンクリートミキサー船					
9.バックホリ及びディップ-浚渫船団		バックホリ及びディップ-浚渫船					
10.揚土船団		揚土船					

港湾工事等潜水作業従事者配置要領

平成 13 年 3 月 30 日国港建第 96 号
港湾局長から各地方整備局長あて

1. 目的

この要領は、港湾及び港湾海岸に係る潜水作業を伴う請負工事における潜水作業に従事する者（以下「潜水土」という。）の適正な配置を定めることにより、安全な潜水作業と的確な施工を確保することを目的とする。

2. 定義

(1) この要領において「港湾潜水技士」とは、社団法人日本潜水協会の行う港湾潜水技士認定試験に合格した潜水土を総称し、「一級港湾潜水技士」、「二級港湾潜水技士」及び「三級港湾潜水技士」とは、それぞれ一級、二級及び三級港湾潜水技士認定試験の認定者をいう。

(2) この要領において「無級者」とは、前項の港湾潜水技士以外の潜水土をいう。

3. 港湾潜水技士及び無級者の潜水作業

(1) 港湾潜水技士は、潜水作業に単独で従事できる。

(2) 無級者は、一級港湾潜水技士または二級港湾潜水技士の指導のもとでなければ潜水作業に従事することができない。ただし、作業経歴書を監督職員に提出し、三級港湾潜水技士と同等以上の能力を有する者として承諾を得た者にあつては、この限りでない。

4. 潜水作業指揮者及び潜水作業管理者の配置と業務

請負者は、別表に示す作業区毎に次の基準により潜水作業指揮者（以下「指揮者」という。）及び潜水作業管理者（以下「管理者」という。）を配置するものとする。

(1) 2 名以上の者が共同で潜水作業を行う場合には、当該作業に従事する潜水技士の中から一級港湾潜水技士または二級港湾潜水技士（作業経歴書を監督職員に提出し、二級港湾潜水技士と同等以上の能力を有する者として承諾を得た者を含む。）を指揮者として 1 名以上配置するものとする。

(2) 指揮者は、次の業務を行うものとする。

イ．作業方法の決定、潜水土等の配置及び潜水作業の指揮

ロ．潜水土等に対する指導または監督

ハ．異常時等における措置

ニ．他の作業関係者との連絡

ホ．合図者の指名

ヘ．合図の統一

(3) 6 名以上の者が共同で潜水作業を行う場合には、当該作業に従事する潜水土の中から管理者として一級港湾潜水技士（作業経歴書を監督職員に提出し、一級港湾潜水技士と同等以上の能力を有する者として承諾を得た者を含む。）1 名を配置し、潜水作業全般の統括業務及び指揮者の指導、助言を行わせるものとする。

5. 実施体制の表示

請負者は、別表に示す作業区分毎にそれぞれ潜水作業に従事する潜水土の氏名及び指揮者、管理者の配置状況を**施工計画書**に記載するものとする。

これに変更が生じたときは、すみやかに書面により監督職員にその旨を届け出るものとする。

6. 資格証書の携行

請負者は、潜水作業に従事する潜水土に対し、その者が港湾潜水技士であることまたは港湾潜水技士と同等以上の能力を有する者として承諾を得た者であることを証する書面を常に携行させるものとする。

(別表)

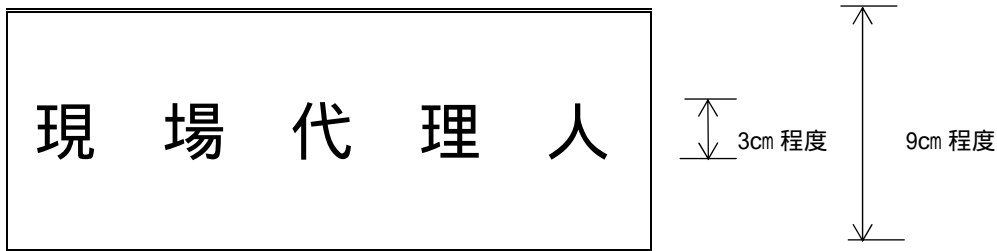
作 業 区 分	
1. 構造物基礎	6. 水中鉋打
2. 構造物設置据付	7. 水中探査
3. 水中コンクリート	8. 水中調査測量
4. 水中掘削	9. その他 (前記に属さない作業)
5. 水中溶接溶断	

注) 上記作業区分において、この要領に定める資格以外の資格を必要とする場合にあっては、当該資格を有していなければならない。

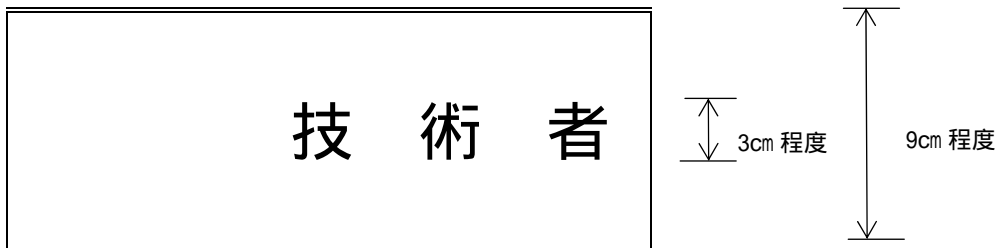
1 - 1 - 50 現場技術者等の腕章着用

1. 請負者が配置する現場代理人、監理技術者、主任技術者等の現場技術者は、腕の見やすい箇所に腕章を着用するものとする。なお、腕章の仕様については、下記例によるものとする。なお、これにより難しい場合は、**監督職員と協議**しなければならない。

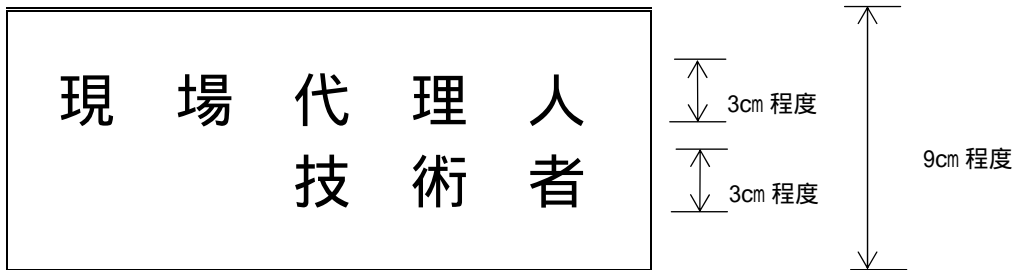
(例1) 現場代理人の場合



(例2) 管理技術者、主任技術者の場合



(例3) 現場代理人と技術者を兼務している場合



会社名・会社マーク等の記載も可。

既に使用の腕章で類似品も可。

2. 請負代金が500万円以上の工事の場合には、**請負者**が配置する監理技術者、主任技術者（下請の主任技術者を含む）、専任義務のある元請の専門技術者は、身分を証明できる資料（技術者証や免許証等）を携行しなければならない。

1 - 1 - 51 暴力団等による不当要求の排除対策

請負者は、当該工事にあたって長崎県建設工事暴力団対策要綱（平成19年4月1日一部改正）に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

なお、違反したことが判明した場合は、指名除外等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

1. 不当要求を受けた場合（下請業者が受けた場合も含む）は、毅然として拒否し、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、その旨を速やかに**監督職員に通知**すること。

2. 不当要求による被害または工事妨害を受けた場合（下請業者が受けた場合も含む）

は、所轄の警察署に被害届を提出するとともに、その旨を速やかに**監督職員**に通知すること。

3. 上記1、2の排除対策を講じたにもかかわらず、上記2の要因により工期に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに**監督職員**と工程に関する**協議**を行うこと。

1 - 1 - 52 再生資材の利用

1. **請負者**は、加熱アスファルト混合物、粒度調整砕石、クラッシャランを工事に用いる場合、**設計図書**に明示がない場合には、原則として再生資材を使用するものとする。ただし、これにより難しい場合は、**監督職員**の**承諾**を得なければならない。

なお、使用に際し、プラント再生舗装技術指針及び建設副産物対策と建設工事公衆災害防止対策要綱（長崎県土木部）を遵守するものとする。

2. 粒度調整砕石、クラッシャランの再生資材を使用する場合は、長崎県リサイクル製品等認定制度の認定を受けた、または県産品資材（土木・建築資材）の優先使用に関する要領に基づいた製品を使用するものとする。
3. 第1項以外の資材についても、**設計図書**に明示がない場合には、再生資材を使用するよう努めること。なお、再生資材の使用にあたっては、長崎県リサイクル製品等認定制度で規定した品質等を満たした資材を使用するものとする。

1 - 1 - 53 資材等の県内優先調達

1. **請負者**は、工事に使用する資材等については、地場産業の活性化を図るため、原則として県内生産品を使用しなければならない。

ただし、WTO対象工事については、県内生産品を使用するよう努めるものとする。

2. **請負者**は、請負金額が500万円以上になる場合、本工事に使用した資材（アスファルト合材・生コンクリート・砕石類・コンクリート二次製品は、記載必須の資材とする。それ以外は、記載任意の資材とする。）を工事完成までに、**書面**（様式-2（県内業者、県内産建設資材の活用用）：建設資材使用報告書）及び電子ファイルによって**監督職員**に提出すること。
3. **請負者**は、請負金額が500万円以上になる工事において、県内生産品以外を使用する場合、その理由を付した**書面**（様式-3（県内業者、県内産建設資材の活用用）：長崎県内産資材を使用しない理由書）及び説明資料を事前に**監督職員**に提出し、その理由について**承諾**を得なければならない。
4. **請負者**は、工事に使用する資材等については、長崎県内に本店を有する者の中から調達するよう努めなければならない。

県内生産品とは

長崎県内の工場にて製造・加工された資材・製品であること。

「材料が県外製品であっても、県内の工場で製造・加工したもの（二次製品）であれば、県内生産品として取り扱う」

長崎県建設工事共通仕様書、公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編・機械設備工事編）その他関連する示方書等の基準を満たす資材・製品であること。

1 - 1 - 54 下請人の県内優先活用

- 1 . 請負者は、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手を原則として「県内に主たる営業所」を有するものの中から選定しなければならない。
ただし、WTO対象工事については、「県内に主たる営業所」を有するものの中から選定するよう努めるものとする
- 2 . 請負者は、請負金額が500万円以上になる場合、本工事に使用した下請負人を工事完成までに、書面（様式 - 1（県内業者、県内産建設資材の活用用）：下請企業使用報告書）及び電子ファイルによって監督職員に提出すること。
- 3 . 請負者は、請負金額が500万円以上になる工事において、長崎県外の下請負人を使用する場合、その理由を付した書面（様式 - 4（県内業者、県内産建設資材の活用用）：長崎県内下請企業を使用しない理由書）及び説明資料を事前に監督職員に提出し、その理由について承諾を得なければならない。なお、当該工事の発注機関が離島の地方機関の場合は、本項1行目の「長崎県外の下請負人」を「発注機関管外の下請負人」と読み替えるものとする。

1 - 1 - 55 建設機械等に使用する燃料

請負者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う建設機械等か採油する調査に対して協力しなければならない。

1 - 1 - 56 ダンプトラック等による過積載等の防止

- 1 . 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
- 2 . 過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。
- 3 . 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等にあたっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
- 4 . さし枠の装着または物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが工事現場に出入りすることのないようにすること。
- 5 . 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- 6 . 下請契約の相手方または資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるものまたは業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- 7 . 運送契約による場合は、事業用車両（緑ナンバー）を使用すること。
- 8 . 長崎県内ナンバー車両の優先使用に努めること。
- 9 . 以上のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

1 - 1 - 57 現道工事における交通処理対策

請負者は、道路工事施工のため交通障害を来たさないよう道路を通行する者の立場にたつて(1)施行の迅速、(2)交通整理、(3)工事標識の整備、などに一段の創意工夫を加え、責任をもってこれにあたり、常時円滑に交通が確保されるよう万全を期さなければならない。

また、請負者は上記趣旨を工事関係者は勿論作業員の一人一人まで周知徹底を図らなければならない。

- 1．交通に与える障害を極力少なくするよう工期の短縮、施工計画、工事の段取り等について十分に考慮すること。
- 2．工事実施の期間は交通の比較的閑散な時期を選ぶよう心がけ、必要によっては週間に作業休止の日を設け、さらに1日のうちで特殊の作業を制限する時間帯を設定することを考慮すること。
- 3．予め工程表等について十分に検討を行い、段取りの不手際のため交通に支障を与えないようにすること。
- 4．交通量に応じて適当なすれ違い区間を設けるとか、施工区間を短距離に限定することなどによって交通車輛を3分以上停止させないように配慮すること。
- 5．止むを得ず長距離にわたり、同時施工を要する場合、または市内の交通の激しい箇所においては夜間作業または急速施工法を考慮すること。
- 6．コンクリート舗装版の打設順序は交通に支障を与えないように留意すること。
- 7．雨季または雨天時の交通確保を考慮し、路面排水に留意した施工法を実施すること。
- 8．路面は常に良好なる状態に維持しなければならない。路面の破損した箇所は直ちに砂利等を補給し、これら維持に留意すること。
- 9．雨天時の交通確保を考慮し、路面排水を確実に実行し得る横断勾配排水処理をとること。
- 10．路面損傷等のため、はまり込んだり故障したりした一般交通車輛の救出には積極的に協力し、これによって生ずる交通遅延を極力少なくすること。
- 11．工事中の交通危険を防止するため、床掘箇所等危険な箇所には赤色灯、防護柵等を設けること。
- 12．工事中落石、法崩れ等のおそれがある場合には、監視員、誘導員等をおくとか、標示板等により交通者に周知させるとともに必要な場合は、防護柵を設置しなければならない。
- 13．法崩れ等により交通不能となった場合、またはその他交通止め等交通を制限する必要がある場合は、直ちに**監督職員**に申し出ねばならない。**監督職員**は所轄警察署と打ち合わせ対策を講じ、必要な場合その結果を一般に周知させる処置をとらねばならない。
- 14．交互交通においては自動車の待時間をおおむね3分以下とするよう交通量に応じて閉そく区間を定めなければならない。
- 15．タブレット方式による交通統制は、見透しの出来る区間でなければ採用してはならない。見透し可能な間隔に中間信号手を置いて両端の状況の連絡を可能にすること。
- 16．地形、その他必要と認められる時は、連絡電話を設けるなど交通に与える**指示**の明確敏速化を図り、交通整理に留意しなければならない。
- 17．所轄警察署と常に連絡を密にし、交通整理の指導を受け一般交通の円滑を図らなければならない。
- 18．交通の規制については、標示板等を通じて常に広く一般に周知させるようにしなければならない。

19. **請負者**は、交通誘導員を配置する場合は、交通指導警備検定合格者（1級または2級）を配置することとする。ただし、交通誘導警備検定合格者を配置できない場合、**監督職員**が警備員名簿及び教育実施状況等に関する資料等により、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等と**承諾**を得た者については、この限りではない。

資 格	資 格 要 件
1・2級交通誘導警備検定合格者	交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実技試験を行って専門的な知識・技能を有すると認めた者。
交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等	・警備業法における指定講習を終了した者 ・警備業法における基本教育及び業務別教育（警備業法第二条第一項第二号の警備業務）を現に受けている者で、交通誘導に関する警備業務に従事した期間（実務経験年数）が1年以上である者

20. 工事中、迂回路を必要とする場合には、迂回路を明示し交通に支障のないように整備しなければならない。特に橋梁架替工事の場合において、現在橋梁若しくは仮橋に対する重量制限の標識と共に迂回路についての標識を的確にすること。
21. 迂回路を規制する時は、その標識を出来るだけ明確になる方法を講じ、必要な場合には交通車輛に対して十分予備知識を与えるため、相当前方に標示板を設けるなどの処置を十分考慮しなければならない。
22. 迂回路はその全線にわたり、必要な箇所に案内標示板を設けなければならない。迂回路が一本道であっても原則として1km以下の間隔で設置すること。
23. 迂回路の程度は比較的高級な乗用車が腹をこすることなく、停止することなく最小25km/時位の速度で安全に通行できる程度とする。また必要あるときは散水等による防塵処理も考慮する。
24. 工事中の材料の積卸しによる一般交通車輛の通行停止をみだりに行ってはならない。
25. 盛土用土砂、工事材料等の仮置については、一般交通の阻害をできるだけ少ないように考慮する。
26. 側溝、床掘土砂等の残土は、掘削と同時に処分し、埋戻土はあらかじめ板囲等を設け路面排水及び交通の障害とならぬよう処理する。
27. 切取土砂は原則として仮置することなく搬出すること。また、作業場は現道上に土砂が流失せざるよう板等で腰囲などを行い囲いにそって臨時の側溝を設けること。
28. 現道の路肩は整形し、残土はすみやかに捨土するとともに、在来側溝の溜まり土を排除すること。
29. 工事中の材料の置場には、極力路面の使用を避けること。
30. 工事中の作業機械の行動を敏速にし、一般交通を阻害しないように留意すること。
31. 作業後の機械器具の整理は交通に障害を与えぬようにすること。
32. 路面工の施行にあたっては、できる箇所から速やかに逐次仕上げてゆくこと、このため小区間毎に仕上げ、交通障害を軽減すること。
33. 事中の道路標識を完備すること。
工事箇所においては、一方通行者がその**指示**に従って支障なく通行できるように

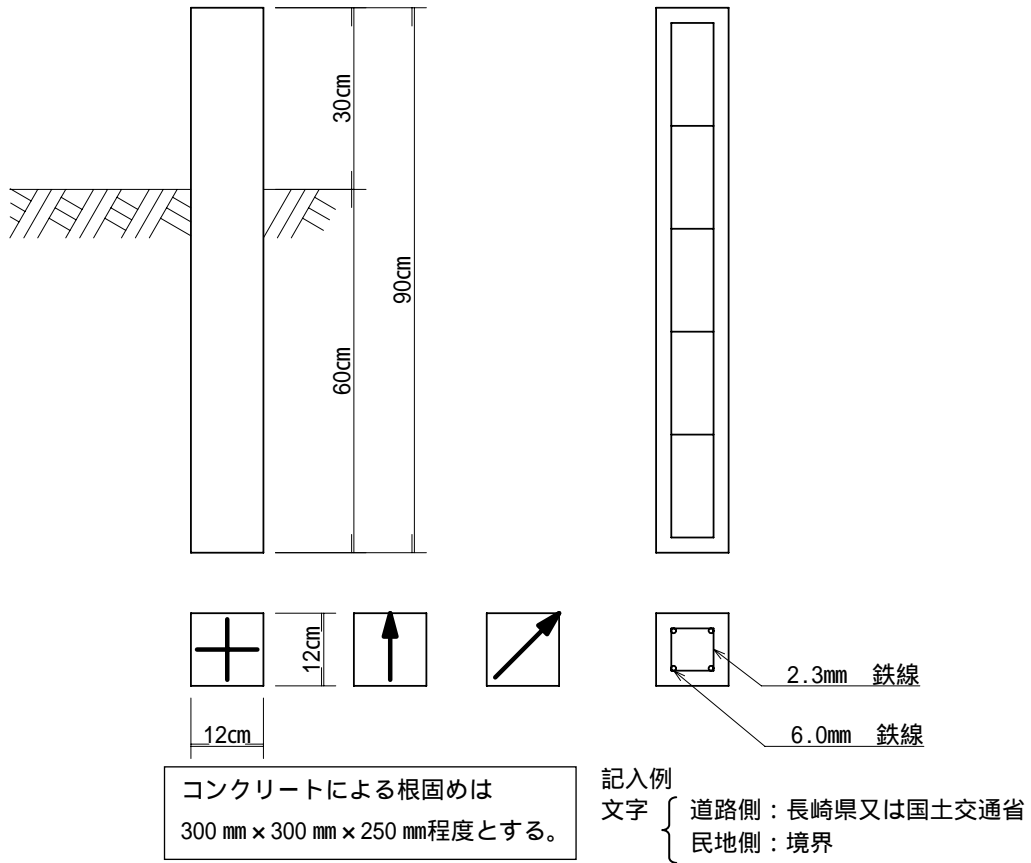
標識等の施設を設け、必要な人員を配置して交通の指導に当らせるとともに、共通の危険を防止するために必要な標示施設（赤色燈及び防護柵等）を明瞭かつ確実に設けること。

- 34．事箇所の起終点には「工事中のご協力をお願いします」等の言葉を書いた標示板を置かなければならない。この標示の言葉を各作業者の一人一人の胸中に十分自覚させ、行動にそれが現れるよう指導しなければならない。
- 35．識板は常にきれいに保たなければならない。
- 36．戒灯は赤色の明るいもので、最悪の条件下でも 100m 先方から**確認**できるものでなければならない。またその数は必要に応じて多くしなければならない。特に濃霧のかかる地区、または時期には黄色灯も併用しなければならない。
- 37．業場境界標は、交通車輛の利用度を低下するような巾広いものであってはならない。

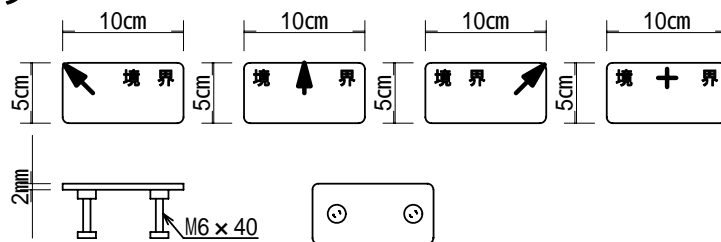
1 - 1 - 58 用地境界杭の設置

1. 用地境界杭の設置とは、用地幅杭又は用地境界仮杭と同一の点に所定の用地境界杭を設置替える作業をいう。
2. 用地境界の文字は、**監督職員の指示**による。
3. 用地境界杭は、鉄筋コンクリート杭（120×120×900mm）又は真鍮製プレート（50×100×2）とし、容易に動くことがないように設置するものとする。
4. 用地境界杭の設置方法は下図を標準とするが、設置位置が岩盤等で根入れが困難な場合は、適当な長さに切断し、根入れを浅くしてコンクリートによる根固めを行うことにより設置することができる。
5. これにより難しい場合は、現場条件等を考慮し適切に設置するものとする。

コンクリート柱タイプ



プレートタイプ



第2章 材 料

第1節 適 用

工事に使用する材料は、**設計図書**に品質規格を特に明示した場合を除き、この共通仕様書に示す規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。なお、**請負者**が同等以上の品質を有するものとして、海外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書（以下「海外建設資材品質審査証明書」という。）を材料の品質を証明する資料とすることができる。ただし、**監督職員**が**承諾**した材料及び**設計図書**に明示されていない仮設材料については除くものとする。

また、JIS規格が定まっている建設資材のうち、海外のJIS認定工場以外で生産された建設資材を使用する場合は、海外建設資材品質審査証明書を**提出**するものとする。ただし、JIS認定外の製品として生産・納入されている建設資材については、海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を**提出**するものとする。

第2節 工事材料の品質及び検査（確認を含む）

1. **請負者**は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を**請負者**の責任において整備、保管し、**監督職員**から請求があった場合は、直ちに**提示**するとともに、完成時に**提出**しなければならない。
2. 契約書第13条第1項に規定する「中等の品質」とは、JIS規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものをいう。
3. **請負者**は、**設計図書**において試験を行うこととしている工事材料について、JISまたは**設計図書**で**指示**する方法により、試験を行わなければならない。
4. **請負者**は、**設計図書**において見本または、品質を証明する資料を**監督職員**に**提出**しなければならない工事材料については、これを**提出**しなければならない。
5. **請負者**は、工事材料を使用するまでにその材質に変質が生じないよう、これを保管しなければならない。なお、材質の変質により工事材料の使用が、不相当と**監督職員**から**指示**された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再検査（または**確認**）を受けなければならない。
6. **請負者**は、表2-1の工事材料を使用する場合には、その外観及び品質規格証明書等を**確認**した資料について、事前に**監督職員**の**確認**を受け、**提出**しなければならない。

表 2 - 1 指定材料の品質確認一覧

区 分	確 認 材 料 名	摘 要
鋼 材	構造用圧延鋼材	
	プレストレストコンクリート用鋼材 (ポストテンション)	
	鋼製ぐい及び鋼矢板	仮設材は除く
セメント及び混和材	セメント	JIS 製品以外
	混和材料	JIS 製品以外
セメントコンクリート製 品	セメントコンクリート製品一般	JIS 製品以外
	コンクリート杭、コンクリート矢板	JIS 製品以外
塗 料	塗料一般	
そ の 他	レディーミクストコンクリート	JIS 製品以外
	アスファルト混合物	事前審査制度の認定 混合物を除く
	場所打ぐい用 レディーミクストコンクリート	JIS 製品以外
	薬液注入材	
	種子・肥料	
	薬剤	
	現場発生品	

(3) 仮組立て時のボルト孔の精度

請負者は摩擦接合を行う材片を組み合わせた場合、孔のずれは 1.0 mm以下としなければならない。

請負者は、支圧接合を行う材片を組合わせた場合、孔のずれは 0.5 mm以下にしなければならない。

請負者は、ボルト孔において貫通ゲージの貫通率及び停止ゲージの停止率を、表 3 - 11 のとおりにしなければならない。

表 3 - 11 ボルト孔の貫通率及び停止率

	ねじの呼び	貫通ゲージの径(mm)	貫通率(%)	停止ゲージの径(mm)	停止率(%)
摩擦/ 引張接合	M20	21.0	100	23.0	80 以上
	M22	23.0	100	25.0	80 以上
	M24	25.0	100	27.0	80 以上
支圧接合	M20	20.7	100	21.8	100
	M22	22.7	100	23.8	100
	M24	24.7	100	25.8	100

3 - 3 - 15 工場塗装工

1. 請負者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。

2. 請負者は、前処理として被塗物表面の塗装に先立ち、さび落とし清掃を行うものとし、素地調整は設計図書に示す素地調整種別に応じて、以下の仕様を適用しなければならない。

1 種ケレン

塗膜、黒皮、さび、その他の付着品を完全に除去（素地調整のグレードは、ISO 規格で S a 2.5 以上）し、鋼肌を露出させたもの。

3. 請負者は、気温、湿度の条件が表 3 - 12 の制限を満足しない場合、塗装を行ってはならない。

表3-12 塗布作業時の気温・湿度の制限

塗 装 の 種 類	気 温 ()	湿度 (RH%)
長ばく形エッチングプライマー	5 以下	85 以上
無機ジンクリッチプライマー 無機ジンクリッチペイント	0 以下	50 以下
有機ジンクリッチペイント	10 以下	85 以上
エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料内面用	10 以下	85 以上
亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	5 以下	85 以上
超厚膜形エポキシ樹脂塗料	10 以下	85 以上
エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用) 変性エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用) 変性エポキシ樹脂塗料内面用 (低温用)	5 以下, 20 以上	85 以上
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	10 以下, 30 以上	85 以上
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料 (低温用)	5 以下, 20 以上	85 以上
コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5 以下	85 以上
コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5 以下	85 以上
ふっ素樹脂塗料中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料中塗	5 以下	85 以上
ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗	0 以下	85 以上
鉛・クロムフリーさび止めペイント 長油性フタル酸樹脂塗料中塗 長油性フタル酸樹脂塗料上塗	5 以下	85 以上

4. 請負者は、新橋、鋼製ダムの素地調整にあたっては、第1種ケレンを行わなければならない。
5. 請負者は、施工に際し有害な薬品を用いてはならない。
6. 請負者は、鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し、乾燥状態の時に塗装しなければならない。
7. 請負者は、塗り残し、気泡むら、ながれ、はけめ等の欠陥が生じないように塗装しなければならない。
8. 請負者は、塗料を使用前に攪拌し、容器の底部に顔料が沈殿しないようにしてから使用しなければならない。
9. 請負者は、溶接部、ボルトの接合部分、その他構造の複雑な部分の必要膜厚を確保するように施工しなければならない。
10. 下 塗
 - (1) 請負者は、ボルト締め後または溶接施工のため塗装困難となる部分は、あらかじめ塗装を完了させておくことができるものとする。

第5章 無筋・鉄筋コンクリート

第1節 適用

1. 本章は、無筋・鉄筋コンクリート構造物、プレストレストコンクリート構造物に使用するコンクリート、鉄筋、型枠等の施工その他これらに類する事項について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編第2章材料編の規定によるものとする。
3. **請負者**は、コンクリートの施工にあたり、土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）のコンクリートの品質の規定によらなければならない。これ以外による場合は、**監督職員**の承諾を得なければならない。
4. **請負者**は、コンクリートの使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」（国土交通省大臣官房技術審議官通達、平成14年7月31日）および「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（国土交通省官房技術調査課長通達、平成14年7月31日）遵守し、アルカリ骨材反応抑制対策の適合を**確認**しなければならない。

第2節 適用すべき諸基準

1. **請負者**は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は**監督職員**に**確認**を求めなければならない。

土木学会	コンクリート標準示方書【施工編】	（平成14年3月）
土木学会	コンクリート標準示方書【構造性能照査編】	（平成14年3月）
土木学会	コンクリートのポンプ施工指針	（平成12年2月）
国土交通省	アルカリ骨材反応抑制対策について	（平成14年7月31日）
国土交通省	「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について	（平成14年7月31日）
土木学会	鉄筋継手指針	（昭和57年2月）
土木学会	鉄筋継手指針（その2） - 鉄筋のエンクローズ溶接継手	（昭和59年9月）
（社）日本圧接協会	鉄筋のガス圧接工事標準仕様書	（平成17年4月）
2. **請負者**は、コンクリートの使用にあたって、以下に示す**許容塩化物量**以下のコンクリートを使用しなければならない。
 - (1) 鉄筋コンクリート部材、ポストテンション方式のプレストレストコンクリート部材（シース内のグラウトを除く）及び用心鉄筋を有する無筋コンクリート部材における許容塩化物量（ Cl^- ）は、 0.30 kg/m^3 以下とする。
 - (2) プレテンション方式のプレストレストコンクリート部材、シース内のグラウト及びオートクレーブ養生を行う製品における許容塩化物量（ Cl^- ）は 0.30 kg/m^3 以

下とする。

- (3) アルミナセメントを用いる場合、電食の恐れがある場合等は、試験結果等から適宜定めるものとし、特に資料がない場合の許容塩化物量 (Cl^-) は 0.30 kg/m^3 以下とする。
3. **請負者**は、海水または潮風の影響を著しく受ける海岸付近及び外部から浸透する塩化物の影響を受ける箇所において、アルカリ骨材反応による損傷が構造物の品質・性能に重大な影響を及ぼすと考えられる場合には、塩分の浸透を防止するための塗装等の措置方法について、**監督職員**と**協議**しなければならない。

第3節 レディーミクストコンクリート

5-3-1 一般事項

本節は、レディーミクストコンクリートの製造に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に規定していない製造に関する事項は、「JIS A 5308 レディーミクストコンクリート」を適用する。

5-3-2 工場の選定

1. **請負者**は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、JIS マーク表示認証工場で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定し、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。これ以外の場合は、本条3、4項の規定によるものとする。
2. **請負者**は、JIS マーク表示認証工場で製造され JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）により粗骨材の最大寸法、空気量、スランプ、水セメント比及び呼び強度等が指定されるレディーミクストコンクリートについては、配合に臨場するとともに製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料を整備・保管し、**監督職員**の請求があった場合は、遅滞なく**提示**するとともに、検査時に**提出**しなければならない。
- なお、JIS マーク表示認証工場で、かつ全国生コンクリート品質管理監査会議から適マークを承認された工場で製造された、上記レディーミクストコンクリートについては、配合に臨場する必要はないものとし、又施工に先立ち、適マークを承認された工場であることを証明する資料を**監督職員**に**提示**することで、材料試験結果及び配合の決定に関する確認資料に代えることができるものとする。
3. **請負者**は、JIS マーク表示認証工場が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、**設計図書**に指定したコンクリートの品質が得られることを**確認**の上、その資料により**監督職員**の**確認**を得なければならない。なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。
4. **請負者**は、JIS マーク表示認証工場でない工場で製造されたレディーミクストコン

クリート及び JIS マーク表示認証工場であっても「JIS A 5308 レディーミクストコンクリート」以外のレディーミクストコンクリートを用いる場合は、**設計図書**及び第 1 編 5 - 5 - 4 材料の計量及び練混ぜの規定によるものとし、配合試験に臨場するとともに製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料により**監督職員**の**確認**を得なければならない。

ただし、指定事項に基づいた配合について、すでに使用実績（概ね 1 年以内の公共工事に限る）があり、品質管理データがある場合は、配合試験を行わず、使用実績の配合表により配合の決定に関する確認資料に代えることができるものとする。

5. **請負者**は、レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査を「JIS A 5308 レディーミクストコンクリート」により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は**請負者**がその試験に臨場しなければならない。また、現場練りコンクリートについても、これに準ずるものとする。

第 4 節 コンクリートミキサー船

5 - 4 - 1 一般事項

本節は、コンクリートミキサー船によりコンクリートを製造することに関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に規定していない製造に関する事項は、「JIS A 5308 レディーミクストコンクリート」を準用するものとする。

5 - 4 - 2 コンクリートミキサー船の選定

請負者は、施工に先立ちコンクリート製造能力、製造設備、品質管理状態等を考慮してコンクリートミキサー船を選定し、**監督職員**の**承諾**を得なければならない。ただし、**コンクリートミキサー船現地調査**により使用可となった船舶については、当該検査結果の写しを**提出**することで、**承諾**に代えることができるものとする。

5 - 4 - 3 配合

1. コンクリートの品質又は配合の指定事項は、**設計図書**の定めによるものとする。
2. **請負者**は、施工に先立ち、指定事項に基づき示方配合を定め、配合報告書を**監督職員**に**提出**し、**確認**を得なければならない。
3. **請負者**は、**監督職員**が試験練りの実施を**指示**した場合には、試験練りを行い、その試験結果を**監督職員**に**提出**しなければならない。ただし、指定事項に基づいた配合について、既に製造実績（概ね 1 年以内の公共工事に限る）があり、品質管理資料が整備されている場合は、当該実績における品質管理資料の写しを**提出**することで、試験練りの試験結果の資料に代えることができる。

第 5 節 現場練りコンクリート

5 - 5 - 1 一般事項

本節は、現場練りコンクリートの製造に関する一般的事項を取り扱うものとする。

5 - 5 - 2 材料の貯蔵

1. **請負者**は、防湿性のあるサイロに、セメントを貯蔵しなければならない。また、貯蔵中にわずかでも固まったセメントは使用してはならない。
2. **請負者**は、ごみ、その他不純物が混入しない構造の容器又は防湿性のあるサイロ等に、混和材料を分離、変質しないように貯蔵しなければならない。また、貯蔵中

に分離、変質した混和材料を使用してはならない。

3. **請負者**は、ゴミ、泥、その他の異物が混入しないよう、かつ、大小粒が分離しないように、排水設備の整った貯蔵施設に骨材を貯蔵しなければならない。

5 - 5 - 3 配 合

1. **請負者**は、コンクリートの配合において、**設計図書**の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリティをもつ範囲内で単位水量を少なくするように定めなければならない。
2. **請負者**は、施工に先立ち、あらかじめ配合試験を行い、表5 - 1の示方配合表を作成し、その資料により**監督職員の確認**を得なければならない。ただし、指定事項に基づいた配合について、すでに使用実績（概ね1年以内の公共工事に限る）があり、品質管理データがある場合は、配合試験を行わず、使用実績の配合表により配合の決定に関する確認資料に代えることができるものとする。

表5 - 1 示方配合表

粗骨材の 最大寸法 (mm)	スランブ (cm)	水セメン ト比 W/C(%)	空気量 (%)	細骨材率 (%)	単 位 量 (kg/m ³)						
					水 W	セメント C	混和材 F	細骨材 S	粗骨材 G	混和剤 A	

3. **請負者**は、示方配合を現場配合に直す場合には、骨材の含水状態、5mmふるいに留まる細骨材の量、5mmふるいを通る粗骨材の量、および混和剤の希釈水量等を考慮しなければならない。
4. **請負者**は、使用する材料を変更したり、示方配合の修正が必要と認められる場合には、本条2項の規定に従って示方配合表を作成し、事前に**監督職員の確認**を得なければならない。
5. **請負者**は、セメント混和材料を、使用する場合には、材料の品質に関する資料により使用前に**監督職員の確認**を得なければならない。

5 - 5 - 4 材料の計量及び練混ぜ

1. 計量装置
- (1) 各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ、各材料を規定の計量誤差内で計量できるものとする。なお、**請負者**は、施工に先立ち各材料の計量方法及び計量装置について、**監督職員に通知**しなければならない。
- (2) **請負者**は、材料の計量設備の計量精度の定期的な点検を行い、その結果を**監督職員に提出**しなければならない。
2. 材料の計量
- (1) 計量は、現場配合によって行わなければならない。また、骨材の表面水率の試験は、「JIS A 1111 細骨材の表面水率試験方法」若しくは「JIS A 1125 骨材の含水率試験方法及び含水率に基づく表面水率の試験方法」又は**監督職員の承諾**を得た方法によらなければならない。なお、骨材が乾燥している場合の有効吸水率の値は、骨材を適切な時間吸水させて求めなければならない。

表5-7 コンクリート構造物の設計基準強度と生コンクリート使用基準の選定方法
(港湾・漁港)

区分	適用工種	設計基準強度 (N/mm ²)	生コン種類名	生コン呼び強度 (N/mm ²)	骨材最大寸法 (mm)	スランブ (mm)	最大水セメント比 (%)	セメントの種類	備考
無筋構造物	異形ブロック(消波用、根固用)(35t未満) 普通方塊(本体用、根固用) 上部コンクリート(護岸、係船岸、防波堤) 水叩舗装コンクリート 張りブロック(船揚場) ケーソン蓋コンクリート 小型構造物() () ... 直立消波用プレキャストブロック(孔部蓋)	18	標準品	18	40	8	65	高炉B	エプロン舗装、水叩舗装等に伴う舗装止め、側溝、集水桝等をいう。
	異形ブロック(消波用、根固用)(35t以上) 直立消波ブロック、斜積消波ブロック 直立消波用底板方塊(鉄筋有)	21	標準品	21	40	8	60	高炉B	
	エプロン	曲げ4.5	標準品	曲げ4.5	40	6.5		高炉B	強度は曲げ強度とする
	水中コンクリート	18	標準品	30	40	15	50	高炉B	最小セメント量 370 kg/m ³
鉄筋構造物	係船岸上部工、防波堤上部工、護岸上部工	24	標準品	24	20	8	65	高炉B	
	棧橋上部工	24	標準品	24	20	8	55	高炉B	
	ケーソン・L型・セルラー塊	30	標準品	30	20	12	50	高炉B	
	ボンツーン	24	標準品	24	20	8	55	高炉B	

注) 1. 生コンクリートの呼び強度は標準養生した場合の強度である。
2. フーム車打設、ポンプ車打設のスランブは8cmを標準とする。
3. 舗装コンクリートの場合、厚さが10cm未満のときは骨材最大寸法を20mmとする。
4. 本表に記載していない工種については一般土木による。

5-16-7 銘板工の設置

コンクリート構造物の維持管理補修の効率化を図るため、**請負者**は、当該工事関係者、構造物の諸元を表示した銘板を重要構造物に設置する。なお、重要構造物とは下記に示すもののほか**監督職員**が指示する構造物とする。また、銘板工の施工については、第6編第5章5-8-8銘板工の規程によるものとする。

- ・高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁(プレキャスト製品は除く)
- ・内空断面が25m²以上の鉄筋コンクリートカルバード類
- ・橋梁下部工
- ・高さが3m以上の堰、水門、樋門

- (6) 緊張管理計画書で示された荷重計の示度と、P C 鋼材の拔出し量の測定値との関係が許容範囲を越える場合は、直ちに**監督職員に通知**するとともに原因を調査し、適切な措置を講ずるものとする。
- (7) プレストレスニングの施工については、各桁ともできるだけ同一強度の時期に行うものとする。
- (8) プレストレスニングの施工については、道路橋示方書・コンクリート橋編 19.8 P C 鋼材工及び緊張工に基づき管理するものとし、順序、緊張力、P C 鋼材の拔出し量、緊張の日時及びコンクリートの強度等の記録を整備・保管し、**監督職員**の請求があった場合は遅滞なく**提示**するとともに、検査時に**提出**しなければならない。
- (9) プレストレスニング終了後のP C 鋼材の切断は、機械的手法によるものとする。これにより難しい場合は、**監督職員と協議**しなければならない。
- (10) 緊張装置の使用については、P C 鋼材の定着部及びコンクリートに有害な影響を与えるものを使用してはならない。
- (11) P C 鋼材を順次引張る場合には、コンクリートの弾性変形を考慮して、引張の順序及び各々のP C 鋼材の引張力を定めるものとする。

4. **請負者**は、グラウトの施工については、下記の規定によらなければならない。

- (1) **請負者**は、本条で使用するグラウト材料は、次の規定によるものを使用しなければならない。

グラウトに用いるセメントは、JIS R 5210 (ポルトランドセメント) に適合する普通ポルトランドセメントを標準とするが、これにより難しい場合は**監督職員**と協議しなければならない。

混和剤は、ノンフリージングタイプを使用するものとする。

グラウトの水セメント比は、45%以下とするものとする。

グラウトの材令 28 日における圧縮強度は、 20.0N/mm^2 以上とするものとする。

グラウトは膨張率が0.5%以下の配合とするものとする。

グラウトのブリーディング率は、0.0%以下とするものとする。

グラウト中の全塩化物イオン量は、 0.30kg/m^3 以下とするものとする。

グラウトの品質は、混和剤により大きく影響されるので、気温や流動性に対する混和剤の適用性を検討するものとする。

- (2) **請負者**は、使用グラウトについて事前に次の試験及び測定を行い、**設計図書**に示す品質が得られることを**確認**しなければならない。ただし、この場合の試験及び測定は、現場と同一条件で行うものとするとする。

流動性試験

ブリーディング率及び膨張率試験

圧縮強度試験

塩化物含有量の測定

- (3) グラウトの施工については、ダクト内に圧縮空気を通し、導通があることおよびダクトの気密性を**確認**した後、グラウト注入時の圧力が高くなりすぎないように管理し、ゆっくり行う。また、排出口より一様な流動性のグラウトが流出した

ことを確認して作業を完了するものとする。

- (4) グラウトの施工に先立ち、ダクト内を水洗い等により洗浄を行うとともに、ダクトが閉塞していないことを確認する。
- (5) 寒中におけるグラウトの施工については、グラウト温度は注入後少なくとも5日間、5℃以上に保ち、凍結することのないように行うものとする。
- (6) 暑中におけるグラウトの施工については、グラウトの温度上昇、過早な硬化などがないように、材料及び施工については、**監督職員の承諾**を得るものとする。
なお、注入時のグラウトの温度は35℃を越えてはならない。
- (7) グラウトの施工については、ダクト内の残留水等がグラウトの品質に影響を及ぼさないことを確認した後、グラウト注入時の圧力が強くなりすぎないように管理し、ゆっくり行う。

5. **請負者**は、主桁の仮置きを行う場合は、仮置きした主桁に、過大な応力が生じないように支持するとともに、横倒れ防止処置を行わなければならない。

6. 主桁製作設備の施工については、下記の規定によるものとする。

- (1) 主桁製作台の製作については、プレストレスングにより、有害な変形、沈下などが生じないようにするものとする。
- 7. プレグラウトPC鋼材を使用する場合は、下記の規定によるものとする。
 - (1) PC鋼材は、JIS G 3536 (PC鋼線及びPC鋼より線) に適合するもの又はこれと同等以上の特性や品質を有するものでなければならない。
 - (2) 使用する樹脂は、所定の緊張可能期間を有し、PC鋼材を防食するとともに、部材コンクリートとPC鋼材とを付着により一体化するものでなければならない。
 - (3) 被覆材は、所定の強度、耐久性を有し部材コンクリートと一体化が図れるものでなければならない。
 - (4) プレグラウトPC鋼材として加工された製品は、所要の耐久性を有していなければならない。

5 - 4 - 4 プレキャストセグメント製作工(購入工)

プレキャストブロック購入については、第6編5 - 4 - 2 プレテンション桁製作工(購入工)の規定によるものとする。

5 - 4 - 5 プレキャストセグメント主桁組立工

1. **請負者**は、ブロック取卸しについては、特にブロック接合面の損傷に対して十分な保護をしなければならない。

2. ブロック組立ての施工については、下記の規定によるものとする。

- (1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、表5 - 1に示す条件を満足するものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封し、原則として製造後6ヵ月以上経過したものは使用してはならない。これ以外の場合は、**設計図書**によるものとする。

なお、接着剤の試験方法としては JSCE - H101 - 2001 プレキャストコンクリート用エポキシ樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格(案)(土木学会コンクリート標準示方書・規準編)によるものとする。

職員の確認を受けなければならない。また、請負者は、設計図書に示された岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、監督職員に通知するものとする。なお、確認のための資料を整備、保管し、監督職員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

第4節 支保工

6-4-1 一般事項

1. 本節は、支保工として吹付工、ロックボルト工、鋼製支保工、金網工、その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、鋼製支保工を余吹吹付けコンクリート施工後すみやかに所定の位置に建て込み、一体化させ、地山を安定させなければならない。
3. 請負者は、施工中、自然条件の変化等により、支保工に異常が生じた場合は、工事を中止し、必要に応じ災害防止のための措置をとらなければならない。請負者は、すみやかに監督職員に通知しなければならない。
4. 請負者は、支保パターンについては、設計図書によらなければならない。ただし、地山条件により、これにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。

6-4-2 材料

1. 吹付コンクリートの配合は、設計図書によるものとする。
2. ロックボルトの種別、規格は、設計図書によるものとする。
3. 鋼製支保工に使用する鋼材の種類は、S S 400 材相当品以上のものとする。なお、鋼材の材質は、JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）または、JIS G 3106（溶接構造用圧延鋼材）の規格によるものとする。
4. 金網工に使用する材料は、JIS G 3551（溶接金網）で150mm×150mm×径5mmの規格によるものとする。

6-4-3 吹付工

1. 請負者は、吹付コンクリートの施工については、湿式方式としなければならない。
2. 請負者は、吹付けコンクリートを浮石等を取り除いた後に、吹付けコンクリートと地山が密着するようにすみやかに一層の厚さが15cm以下で施工しなければならない。ただし、坑口部及び地山分類に応じた標準的な組み合わせ以外の支保構造においてはこの限りでないものとする。
3. 請負者は、吹付けコンクリートの施工については、はね返りをできるだけ少なくするために、吹付けノズルを吹付け面に直角に保ち、ノズルと吹付け面との距離及び衝突速度が適正になるように行わなければならない。また、材料の閉塞を生じないように行わなければならない。
4. 請負者は、吹付けコンクリートの施工については、仕上がり面が平滑になるように行わなければならない。鋼製支保工がある場合には、吹付けコンクリートと鋼製支保工とが一体になるように吹付けるものとする。また、鋼製支保工の背面に空隙が残らないように吹付けるものとする。
5. 請負者は、打継ぎ部に吹付ける場合は、吹付完了面を清掃した上、湿潤にして施工しなければならない。

6 - 4 - 4 ロックボルト工

1. **請負者**は、吹付けコンクリート完了後、すみやかに掘進サイクル毎に削孔し、ボルト挿入前にくり粉が残らないように清掃しロックボルトを挿入しなければならない。
2. **請負者**は、**設計図書**に示す定着長が得られるように、ロックボルトを施工しなければならない。なお、地山条件や穿孔の状態、湧水状況により、**設計図書**に示す定着長が得られない場合には、定着材料や定着方式等について**監督職員**と**協議**するものとする。
3. **請負者**は、ロックボルトの定着後、ベアリングプレートが掘削面や吹付けコンクリート面に密着するようにナットで緊結しなければならない。
プレストレスを導入する場合には、**設計図書**に示す軸力が導入できるように施工するものとする。
4. **請負者**は、ロックボルトを定着する場合の定着方式は、全面接着方式とし、定着材は、ドライモルタルとしなければならない。なお、地山の岩質・地質・削孔の状態等からこれにより難しい場合は、定着方式・定着材について**監督職員**と**協議**するものとする。
5. **請負者**は、ロックボルトの使用前に、有害な錆、油その他の異物が残らないように清掃してから使用しなければならない。

6 - 4 - 5 鋼製支保工

1. **請負者**は、鋼製支保工を使用する場合は、あらかじめ加工図を作成して**設計図書**との**確認**をしなければならない。なお、曲げ加工は、冷間加工により正確に行うものとし、他の方法による場合には**監督職員**の**承諾**を得るものとする。また、溶接、穴あけ等にあたっては素材の材質を害さないようにするものとする。
2. **請負者**は、鋼製支保工を地山または吹付けコンクリートに密着させ巻厚が確保できるように建て込まなければならない。
3. **請負者**は、鋼製支保工を切羽近くにトンネル掘削後すみやかに建て込まなければならない。
4. **請負者**は、鋼製支保工の転倒を防止するために、**設計図書**に示されたつなぎ材を設け、締付けなければならない。

6 - 4 - 6 金網工

請負者は、金網を吹付けコンクリート第1層の施工後に、吹付けコンクリートに定着するように配置し、吹付け作業によって移動、振動等が起こらないよう固定しなければならない。また、金網の継目は15cm(一目以上)以上重ね合わせなければならない。

第5節 覆工

6 - 5 - 1 一般事項

1. 本節は、覆工として覆工コンクリート工、側壁コンクリート工、床版コンクリート工、トンネル防水工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. **請負者**は、覆工の施工時期について、地山、支保工の挙動等を考慮し、決定する

		総括監督員 又は 担当課長等	主任監督員	監督員

現場代理人	主任技術者 又は 監理技術者

工 事 打 合 せ 簿

発議年月日	発議者	発議事項	
	○発注者	○指示 ○通知又は提出 ○その他 ()	
	○請負者	○承諾願 ○通知又は提出 ○その他 ()	
工事番号		請負者名	
工事名			
(内 容)			
処 理 ・ 回 答	発注者	上記について、 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 受理・確認 しました。 <input type="checkbox"/> その他 () 平成 年 月 日	
	請負者	上記について、 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 受理・確認 しました。 <input type="checkbox"/> その他 () 平成 年 月 日	

段 階 確 認 書

請負者記入欄

1. 工 事 名 :

2. 確認種別 :

3. 確認事項 :

上記について、段階確認をお願いします。

平成 年 月 日 現場代理人 _____

確認者記入欄

4. 確 認 日 : 平成 年 月 日

5. 確 認 者 : _____ (自著)

6. 確認方法 : 臨 場 ・ 机 上

7. 確認結果 :

監督職員記入欄 (※確認者が監督職員以外の場合に記入)

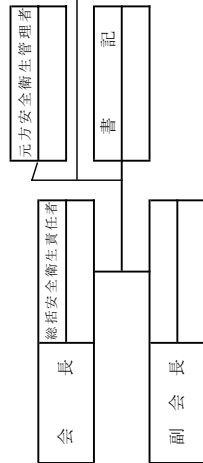
上記について、確認しました。

平成 年 月 日 _____ 監督員

工事作業所災害防止協議会兼施工体系図 (提出用)

発注者名	自	年	月	日
工事名称	至	年	月	日

元請者名	
監督者名	
監理技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
専門技術者名	
担当工事内容	



下請区分	分	名	所	年	月	日
会社	社	名	所			
住						
安全衛生責任者						
主任技術者						
専門技術者						
担当工事内容						
工事						
工期				年	月	日
請負金額						

下請区分	分	名	所	年	月	日
会社	社	名	所			
住						
安全衛生責任者						
主任技術者						
専門技術者						
担当工事内容						
工事						
工期				年	月	日
請負金額						

下請区分	分	名	所	年	月	日
会社	社	名	所			
住						
安全衛生責任者						
主任技術者						
専門技術者						
担当工事内容						
工事						
工期				年	月	日
請負金額						

下請区分	分	名	所	年	月	日
会社	社	名	所			
住						
安全衛生責任者						
主任技術者						
専門技術者						
担当工事内容						
工事						
工期				年	月	日
請負金額						

下請区分	分	名	所	年	月	日
会社	社	名	所			
住						
安全衛生責任者						
主任技術者						
専門技術者						
担当工事内容						
工事						
工期				年	月	日
請負金額						

下請区分	分	名	所	年	月	日
会社	社	名	所			
住						
安全衛生責任者						
主任技術者						
専門技術者						
担当工事内容						
工事						
工期				年	月	日
請負金額						

下請区分	分	名	所	年	月	日
会社	社	名	所			
住						
安全衛生責任者						
主任技術者						
専門技術者						
担当工事内容						
工事						
工期				年	月	日
請負金額						

下請区分	分	名	所	年	月	日
会社	社	名	所			
住						
安全衛生責任者						
主任技術者						
専門技術者						
担当工事内容						
工事						
工期				年	月	日
請負金額						

下請区分	分	名	所	年	月	日
会社	社	名	所			
住						
安全衛生責任者						
主任技術者						
専門技術者						
担当工事内容						
工事						
工期				年	月	日
請負金額						

下請区分	分	名	所	年	月	日
会社	社	名	所			
住						
安全衛生責任者						
主任技術者						
専門技術者						
担当工事内容						
工事						
工期				年	月	日
請負金額						

下請区分	分	名	所	年	月	日
会社	社	名	所			
住						
安全衛生責任者						
主任技術者						
専門技術者						
担当工事内容						
工事						
工期				年	月	日
請負金額						

下請区分	分	名	所	年	月	日
会社	社	名	所			
住						
安全衛生責任者						
主任技術者						
専門技術者						
担当工事内容						
工事						
工期				年	月	日
請負金額						

1次下請(建設業)合計 0

工事作業所災害防止協議会兼施工体系図（揭示用）

発注者名	
工事名称	

工期	自	年	月	日
	至	年	月	日

元請者名	
監督者名	
監理技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
専門技術者名	
担当工事内容	

会 長	総括安全衛生責任者
副 会 長	
記 書	元方安全衛生管理者

下請区分	名	年	月	日
会 社				
安全衛生責任者				
主任技術者				
専門技術者				
担当工事内容				
工事				
工期				

下請区分	名	年	月	日
会 社				
安全衛生責任者				
主任技術者				
専門技術者				
担当工事内容				
工事				
工期				

下請区分	名	年	月	日
会 社				
安全衛生責任者				
主任技術者				
専門技術者				
担当工事内容				
工事				
工期				

下請区分	名	年	月	日
会 社				
安全衛生責任者				
主任技術者				
専門技術者				
担当工事内容				
工事				
工期				

下請区分	名	年	月	日
会 社				
安全衛生責任者				
主任技術者				
専門技術者				
担当工事内容				
工事				
工期				

下請区分	名	年	月	日
会 社				
安全衛生責任者				
主任技術者				
専門技術者				
担当工事内容				
工事				
工期				

下請区分	名	年	月	日
会 社				
安全衛生責任者				
主任技術者				
専門技術者				
担当工事内容				
工事				
工期				

下請区分	名	年	月	日
会 社				
安全衛生責任者				
主任技術者				
専門技術者				
担当工事内容				
工事				
工期				

下請区分	名	年	月	日
会 社				
安全衛生責任者				
主任技術者				
専門技術者				
担当工事内容				
工事				
工期				

下請区分	名	年	月	日
会 社				
安全衛生責任者				
主任技術者				
専門技術者				
担当工事内容				
工事				
工期				

下請区分	名	年	月	日
会 社				
安全衛生責任者				
主任技術者				
専門技術者				
担当工事内容				
工事				
工期				

下請区分	名	年	月	日
会 社				
安全衛生責任者				
主任技術者				
専門技術者				
担当工事内容				
工事				
工期				

下請区分	名	年	月	日
会 社				
安全衛生責任者				
主任技術者				
専門技術者				
担当工事内容				
工事				
工期				

下請区分	名	年	月	日
会 社				
安全衛生責任者				
主任技術者				
専門技術者				
担当工事内容				
工事				
工期				

下請区分	名	年	月	日
会 社				
安全衛生責任者				
主任技術者				
専門技術者				
担当工事内容				
工事				
工期				

下請区分	名	年	月	日
会 社				
安全衛生責任者				
主任技術者				
専門技術者				
担当工事内容				
工事				
工期				

年 月 日

施 工 体 制 台 帳

[会社名]

[事業所名]

建設業の 許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工業業 大臣 知事	特定(-)第 号	年 月 日
工業業 大臣 知事	特定(-)第 号	年 月 日	

工事名称 及び 工事内容	住所	自 年 月 日	至 年 月 日
発注者 名 及び 住所	住所	自 年 月 日	至 年 月 日
工期		自 年 月 日	至 年 月 日

契約 営業	区分	名称	住所
	元請契約		
	下請契約		

発注者の 監督員名	権限及び意見 申出方法
--------------	----------------

監督員名	権限及び意見 申出方法
現場 代理人名	権限及び意見 申出方法
監督者名 専任 非専任	資格内容
技術者名	専任 技術者名
資格内容	資格内容
担当 工事内容	担当 工事内容

- (記入要領)
- この様式は元請が作成し、一次下請負者を通じて報告される再下請負通知書を添付することにより、一次下請負業者別の施工体制台帳として利用する。
 - 上記の記載事項が発注者との請負契約書や下請負契約書に記載してある場合は、その写しを添付することにより記載を省略することができる。
 - 監理技術者の配属状況について「専任・非専任」のいずれかに○印を付けること。
 - 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等その工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者及び専門技術者として次のものを添付すること。
 - 監理技術者及び専門技術者として次のものを添付すること。
- ①資格を証するもの写し ②自社従業員である証明書類の写し(従業員証、健康保険証など)

《下請負人に関する事項》

会社名	代表者名
住所 電話番号	(TEL - -)
工事名称 及び 工事内容	
工期	自 年 月 日 至 年 月 日
	契約日 年 月 日

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工業業 大臣 知事	特定(-)第 号	年 月 日
	工業業 大臣 知事	特定(-)第 号	年 月 日

現場代理人名	安全衛生責任者名
権限及び 意見申出方法	安全衛生推進者名
※主任技術者名 専任 非専任	雇用管理責任者名
資格内容	※専門技術者名
	資格内容
	担当工事内容

※ [主任技術者、専門技術者の記入要領]

- 主任技術者の配属状況について「専任・非専任」のいずれかに○印を付けること。
 - 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等その工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることできる。)
 - 主任技術者の資格内容 (該当するものを選んで記入すること。)
- ①経験年数による場合
1) 大学卒 [指定学科] 3年以上の実務経験
2) 高校卒 [指定学科] 5年以上の実務経験
3) その他 10年以上の実務経験
- ②資格等による場合
1) 建設業法「技術検定」
2) 建設業法「建築士試験」
3) 技術士法「技術士試験」
4) 電気事業法「電気工事士試験」
5) 電気事業法「電気主任技術者国家試験等」
6) 消防法「消防設備士試験」
7) 職業能力開発促進法「技能検定」